

13. 四日市環境再生まちづくり提言の集い

月日/会場 07年7月21日(土) 総合会館 8階視聴覚室

開会挨拶(北島義信氏/四日市まちづくり市民会議代表・四日市大学教授)

歓迎挨拶(葛山善次/四日市市職員労働組合連合会執行委員長)

基調講演(宮本憲一氏)

「四日市環境・都市再生の課題 判決35周年を迎えて」

提言発表(除本理史氏/東京経済大学准教授・宮入興一氏/愛知大学教授)

・岡田知弘氏/京都大学教授・遠藤宏一氏/南山大学教授)

パネル討論(難波田隆雄氏/みずしま財団・藤江徹氏/あおぞら財団)

・中井誠氏/名古屋南部地域再生センター

・澤井余志郎氏/四日市再生「公害市民塾」

・中浜隆司/四日市市職員労働組合連合会書記長)

「集い」アピール

まとめと閉会挨拶(淡路剛久氏/早稲田大学教授)

(以下の記録はJECホームページより転載)

1) 開会挨拶(北島義信氏/四日市まちづくり市民会議代表・四日市大学教授)

本日の集いは3年もの長い月日をかけまして、それぞれの分野の先生方が中心となって作成頂きました、四日市環境再生まちづくりの提言と討論がメインになります。その提言を作成いただいた宮本憲一先生をはじめ多くの先生方、また、パネル討論に参加いただく西淀川、名古屋南部、水島および四日市の現地の方々には心からお礼を申し上げます。

ご承知のように、本年は四日市公害裁判住民訴訟勝訴35周年になります。

四日市は国家の産業政策に依存して、コンビナート等の巨大企業誘致を行い地域開発をしてまいりました。これらの政策は健康被害のみならず、臨海部、中心部、山間部での人口減少と高齢化、内陸丘陵地における人口増加という不均等発展の拡大の大きな原因を生み出した訳です。大気汚染公害の硫黄酸化物につきましては、近年一定の効果をあげてはおりますものの、窒素酸化物については、三重県の定めた環境目標が達成できていない地域もございます。公害病認定患者は500人もいらっしゃいます。

最近、石原産業のフェロシルト問題、それから私の大学のちかくにある大矢知の産業廃棄物問題、それから霞第三コンビナートから海の上を通過して湾岸道路の川越まで高架で結ぶ道路建設問題などが起こっております。この道路によって非常に貴重な高松干潟が破壊されようとしております。

これらの事柄をみれば四日市公害は決して終わった訳ではなく、新たな公害が始まったともいえます。

さて、今回の提言ではまず四日市を維持可能な都市に、そして、水の都の再生、内発的発展の産業政策へ。そして、住民参加の自治体へといった事柄につきまして理論的・具体的内容がのべられております。重要なことはこれらの提言および討議をへてこの地域に暮らすわたしたちが、具体的に主体的に動き出すことでもあります。

都市再生の主体は宮本先生も常々ご指摘されているように市民であります。これらの提言に市民の皆様からご意見をいただき、そして討論に参加いただくことを通じて諸課題は主体的血肉化されるのではないかと思います。

市民が都市再生の行動に参加する条件は実はあります。都市再生の活動と住民の日常生活の間に大きな乖離はございません。

私は浄土真宗の寺院に生まれ、住職をしています。浄土往生を遂げた父は生前、地域の人の為に生きよと常々申しておりました。四日市再生の課題を実体化させるのは僧侶としての私の喜ばしい課題でもあります。なぜなら、真実は心の中だけでなく、その実体化、現実化を伴うものでなければならぬからであります。地域住民、市民の願いと提言の両方を有機的につなぐ論理と違いを本日の集会から得ることを祈念しましてご挨拶とさせていただきます。

2) 歓迎挨拶(葛山善次/四日市市職員労働組合連合会執行委員長)

本日の四日市環境再生まちづくり提言の集いに全国から集まっただいて、地元四日市からのお礼と歓迎のご挨拶を申し上げます。

四日市という地名は皮肉にも沢山な命が奪われるほどの深刻な公害問題によって全国的に有名になりました。そして、その四日市公害裁判で原告となった住民の皆さんが勝利をするという歴史的判決からこの24日で35周年を迎えます。こうした時期に、日本環境会議の研究者、そして市民の皆さんが、環境再生をキーワードに四日市のまちづくりのありかたについて、長期的かつ幅広い視点で研究かつ提言をいただいたことになりました。ご協力いただいた皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

私たち四日市職員労働組合連合会は、その名が示すとおり四日市市の職員で構成する労働組合です。わたしたちの先輩が、四日市公害訴訟で公害訴訟を支持する会の事務局を担いまして、市民の側に立って大きな役割を果たしてきたという歴史をもっています。このことは労働組合として職員組合員の利益を守るだけではなく、市民の為に必要とあれば社会的役割を果たすという重要性を私たちは常に認識しながら活動するという方針を持ち続けていますし、その原点としてことあるごとに思い起こす価値のある教訓であると思っています。

実は、5年前の2002年7月の公害判決の30周年の集いで、当時の私どもの委員長や書記長が日本環境会議の寺西先生の講演を聴いたのをきっかけに、「環境再生」をキーワードにした四日市の町づくりプランを作り、私どもの運動方針に掲げようという事になりました。当時私も役員の一員でしたが、「言うのは簡単だけでも・・・」と思っていました。いま考えて見ますと、私ども身の程知らずの冒険に打って出ってしまった訳ですが、幸いにも日本環境会議をはじめとする第一線の研究者の皆さんが四日市のために手弁当で、しかも最高の英知を結集していただいたことやシンポジウム、市民講座を開催して、市民の皆さんに検討の過程を公開しながら大きな広がりや厚みのある研究活動を展開していただきました。その集大成が今回、政策提言としてまとめていただいたということでもあります。

残念ながら四日市では現在も日本最大級である産業廃棄物の不法投棄問題やフェロシルト問題など、環境に関係するさまざまな問題がびびびと発生しております。こうした当面の問題についても今回の提言のなかで言及していただいておりますし、この後の集いの中でも議論していただけると期待しております。いずれにしても、今回の政策提言・集いが20年後、30年後の四日市のまちづくりの転機になったというように、評価されることを期待するとともに、今後も市民の皆さんと一緒に必要な取り組みをおこなっていきたいということをお願いして四日市市の歓迎とご挨拶にかえます。

3) 基調講演(宮本憲一氏) 四日市環境・都市再生の課題 判決 35 周年を迎えて

いま、私はここに立って非常にうれしい思いをしています。

その一つは、皆さんのお手元にある「都市アメニティの再生」という3年間の研究者の成果がまとまった事です。おそらくこれは地域を研究したものの中では最近にないヒット作であると思います。第一線の研究者が共同で地域の分析をした成果が非常に多く現れています。私の話も、これを策定する過程でみなさんがやってくれた事に立って進めたいと思います。そしてもう一つは、今日ここに沢山の四日市市民の皆様がいらっしゃる事です。これから提言を実行していく主体がここから形成されていく期待感をもって話ができることを大変うれしく思います。

私はちょうど35年前の公害判決の時に四日市に来ていて、壇上に立たされて感想を言えと言われたのですが、隣にいた人に「先生、勝ったって言うけど、煙あがってるぜ」と言われて、とても衝撃的だったことを覚えています。

あの裁判は非常に難しい、まあ、日本における戦後最初の亜硫酸ガスと健康の問題を立証する裁判で、これが実現すると、それこそ全国の大気汚染患者を救済しなければと言う幕が開ける重大な裁判でした。難しい最初のケースでしたので、とにかく「救済する」ということに全力をあげざるをえない。私は弁護団の途中の会議でも「差し止めしなくていいの？」と発言しましたが、「冗談言わないで下さい。我々は救済でも勝つか負けるかわからないのに、そんな余計なこと言ったら、この先裁判できなくなってしまうから、先生黙っててください」なんて言われたことを昨日のように覚えています。

その時からやっぱりちゃんとした公害対策と綺麗な町を作るって事が目標であるにもかかわらず、とにかく責任を認めさせて救済すれば済むのかなと思っていた時に、隣で「先生煙あがってます」と言われて、やっぱり、本当の被害者の心情は「この町をもっと変えなきゃならない」という思いだったのではなからうかと思った次第です。その思いが35年も続き、おそらく市民の願いとして、公害裁判で問われたものの本当の解決策を求める、という事がこの集会として、エネルギーとして結集されていると思います。

何が解決して、何が残ったのか、しっかり検証しよう

さて、最初に、四日市公害裁判の意義、何が解決して、何が残ったのかについてお話したいと思います。

先ほど言ったように、実は戦前から亜硫酸ガスが農作物や人体に影響をあたえると言うことでは、沢山の公害反対運動や裁判がおこなわれていましたが、戦争中は途絶して、戦後を迎え、しかも産業構造がかわるから戦前のような公害は起きないだろうという漠然とした意識のもとで高度成長が始まったものですから、はじめは本当に公害無策という状態とっていいほど、国には法律も何にもありませんでした。地方自治体のほうが公害防

止条例を先につくっていましたが、たとえば最初に基準を決めた大阪府の条例は労働災害で基準を決めるというトンでもないものでした。これがまた韓国に普及して、あちらでも労働災害で基準を決めるものだから、公害が納まらない時代でした。そういう意味で、四日市公害裁判は公害対策の戦後最初の口火を切ったと言っていいと思います。原点争いはあまりしたくありませんが、水俣病が原点と言う人もいれば四日市が原点と言う人もいますが、少なくとも日本の公害対策の基本的考えやあり方を決めたのが四日市であったことは間違いありません。これは橋本道夫さんも言っていますが、日本の公害対策の原点は四日市であると言えるのではないかと思います。

それだけではなく、これは地域開発とか都市計画というものに決定的な影響を与えました。四日市市の都市計画、この間、西村幸夫さんの話を聞きましたが、これは都市計画の研究者にとっては、モデルになっていたらしく近代化の過程で、四日市の発展は典型的な形で工業化・都市化していったらしい。教科書に載っていたような所で公害が起こったことは、都市計画をやっている人たち、これをもって全国の地域開発をしようとしていた通産政策の人たちにとっては大変な衝撃だったろうと思います。

同時に、後に三島沼津の市民運動に「ノーモア四日市」という形で伝わり、その後の市民運動の展開と革新自治体を生み出すような、市民運動というものが政治勢力として力を発揮する最初のきっかけを四日市公害問題が拓いたとも言えます。そう考えますと、公害問題の原点はやっぱり四日市だと歴史が評価するのではないのでしょうか。

そして、この公害問題は日本の公害問題の性格を変えたといつてよいでしょう。というのは戦前、足尾銅山や佐賀関の公害、あるいは日立の鉱山の公害など色々ありましたが、それらは産業対産業の対立でした。つまり近代化で前進しようとする鉱山や工業と、その意味で言うと遅れている農業・漁業が工業化の中で侵されてしまう対立。いわゆる経済的利害の対立でした。ところが、この四日市の問題は、初めてそうではない、企業対市民の対立。だからこの問題が解決した場合は、戦前なら補償がおこなわれて両方の産業が共存し利益が得られましたが、四日市問題のように企業によって人権が侵された場合は、たとえ勝ったとしても健康が元に戻るわけもなし、経済的な利益、もちろん補償金は貰うわけですが、それは産業が得られる経済的な利益とはまったく性格が違う、人権対企業利益というまったく新しい公害のありかたがこの四日市裁判で明確に始まったと言えるわけです。ここがこの事件が重視される第一の点だと思います。

第二は非特異性疾患という点です。水俣病やイタイタイ病は特異性疾患です。これは原因物質も明確にされているわけですが、この四日市喘息は非特異性疾患です。裁判の時よく言われましたが、先生たちは気管支喘息を重く言うけど、これは山の中だって起こる病気だ、どこにでも起こるような問題とそれを煙と結びつけるのは問題があるんじゃないか？と非常に乱暴なことが最初の頃は言われたものです。

しかし、もし工場のばい煙によって非特異性疾患である喘息が起こるのであれば、これは亜硫酸ガスを出している工業地帯、都市では全て起こることになるわけです。そ

ういう普遍性を持った被害だということが裁判で明らかになってしまうわけで、これは実に重要な問題、つまり公害問題ってのは特定の地域・工場の問題ではなくて全国土の問題であり、認識がされうる裁判として始まるわけですので、逆に言うとコンビナートの6社だけが頑張る問題ではなく、日本全国の企業が頑張る問題でもあるわけです。ここでそのことが明らかになると全国の企業が訴えられる可能性がでてくるわけで、そういう意味では従来の公害問題を塗り替える新しい問題提起であったと言えるわけです。

第三は、それほど普遍性をもっている、つまり高度成長があればどこでも起こるといふ普遍性がある公害であったにもかかわらず、日本政府の対策、自治体の対策は遅れていたわけです。あるいは、あわてて作ったばい煙規制法が1962年に出来るのですが、驚いたことに最初に四日市に指定しなかったんですね。あれだけ62年には新聞にも出てますし、私も論文に書いてますし、社会問題にもなっていたのに。しかし慌てて、大変だってことで63年に適用したのですが、もうそれは昭和4年に住友鉱山が開発した排煙脱硫で亜硫酸ガスを落とす技術以下のもので、ほんとにどこのコンビナートでも何にも対策を施さなかったって規制クリアできうるような基準で決めたんですよ。そういう法律が出来たらかえって悪くなるっていう典型で、それだけ汚してもよいというルーズな法律を作っちゃったわけです。

ですから、このまま、進んでいたら、おそらく日本全国、大変な汚染の状況に追い込まれていたはずなのが、この裁判が起こってから、どうしてもそういういい加減な法律というのは改正せざるをえない。そこで、そういうルーズなその法律と、それからそのルーズな法律にもとづいて、そのころは四日市型のコンビナートがもっとも高度成長の先端をいくと、これが、日本の戦後再生の軸だというのがあっちこっち、それも大都市圏、瀬戸内、一番その人口の密集した所にどんどん作られていったわけです。そういういい加減な法律、それで規制しながら行われていく大規模なコンビナート開発の先端に行くのが四日市でありましたから、これが裁かれるってことは、つまり、日本の公害対策・地域開発のあり方を問う、そういう裁判であったわけでありまして、ここで裁かれることは日本政府およびコンビナートを作っている企業群にとっては重大な転換を迫られるものになったわけです。

そして第四は、さきほど少し触れましたが、全国でコンビナートをつくっていくもんだから、四日市と同じ問題が必ず起こるといふことは誰の眼にもわかるんです。で、ノーモア四日市というのが当時の運動のスローガンになったと言いましたが、それを実際に実行したのが三島沼津であり、静岡県の三島・沼津では、日本の歴史上はじめて環境アセスメントを住民が行うことによって、四日市と同じようなコンビナートを駿河湾につくれば大規模な公害のおそれがあるとこれを阻止したのであります。その影響は全国に広がり、各地で市民運動がアセスメントして、四日市の二の舞をしないようにと、地域開発を改革するという運動がはじまり、この運動を背景にしながら全国に公害問題を政策の中心におく革新自治体が3分の1誕生するという、いまでは考えられない日本の歴史上かつてない革新がおこなわれたわけでありまして。

つまりそれだけ普遍性があったというのがこの四日市公害の特徴ではないでしょうか。事件そのものが加害の状況、被害の状況、そして対抗する運動の状況に普遍的な教訓を与えるものであったということが四日市裁判が戦後公害史の原点になり得た理由です。これがないと水俣病の解決もなかったでしょうし、私の本にも書きましたが、フィンランドにも影響を与えました。フィンランドの学者がよく調べてフィンランドのネステという国営石油コンビナートを作るときは四日市の二の舞をしない、四日市とはまったく反対の方向で作るんだというほどの影響を与えたわけです。

若い人たちに読んで理解して欲しい「裁判記録」

このように国内外に非常に大きな影響をあたえたものの、地元ではどうだったかというのが次の問題です。

判決がどういふ影響を与えたか。ぜひ若い方々は四日市裁判の記録と判決を読んでいただきたい。いまから読んでも貴重なことが論争され、判決になっています。したがって、多岐にわたるんですが、ここでは3点にしばってお話します。

まず四日市裁判のハイライトは疫学によって被害を認定したということですが、

公害問題では、因果関係を明確にし、被害の実態をきわめて、因果関係をはっきりさせて、責任をとらせるといふのが実は、最初のそしてそれが一番大事なことなんですが、これがなかなかむずかしいわけです。水俣病がいまだに解決しないのもそこにあるのですが、この場合、疫学を裁判所に認定させる。

つまり大気汚染のように広範囲の人が、そしてまた複数の発生源が集中していて、個々の発生源が不明な状況のもとで起こっている。こういう場合にどうするかでことになれば、疫学の方法をとるしかないわけで、実際に1000人をこえる人々を全部調べなければならぬわけですが、そういう形で、一人一人の健康とそれを汚染した物質の因果関係を調べることは不可能であり、しかも結論は出ないに決まっています。それを疫学という形で、一定の汚染地域があって、それだけの汚染状況があれば、喘息がおこるといふ蓋然性がある、しかも、汚染のないとこと比べると、あきらかに疾患率が高い。しかも、そこに居住して大気汚染以外の原因がほとんどない、あるいは微少であるという人間は明らかに大気汚染疾患だと認定するといふ、疫学のような統計学的方法をこの裁判は採用したわけです。この採用によって、その後の裁判は同じような手法が確立されたわけですが、当時、裁判官としては相当勇気のいる決断だったと思います。いまになれば当たり前ですが、これは確かに吉田克己さん（元三重県立大学）の努力とそれまでの水俣病の疫学上の研究、あるいはイタイイタイ病の研究などが総合されて、その結果、決定的な形で、明解な形で採用されて、以後の大気汚染の被害論の原点になったわけです。

そして、これにもとづいて救済が行われていくわけですが、大変重要だと思うのは1965年に被害がものすごい、ひどい。いわば生きた実験をやったみたいなものですから、亜硫

酸ガスを大量に出す、あるいは、有害物を大量に出す工場をグーッと短期間に特定の地域に集めて、いままで綺麗なところに住んでいた人達にどんな被害が出るか、四日市市民は実験動物にされたようなものなんです。そういう日本型の工業化の中で被害が起こってくると、ほかに原因がないわけですから、明快なわけです。それで、四日市では 1965 年に自治会の要求や、医師団の要求から最初の被害者救済センターができました。それがその後の被害者救済制度の原型になっていくわけです。

それがもとになって、公害裁判後の 1973 年に公害健康補償制度ができたわけです。四日市では 1300 人ほどの人がこの法の認定をうけて、救済されました。人によって違うのですが、2006 年末で 510 人と考えていいのでしょうか？ 512 人の認定患者が今おられるわけでありまして。しかしながら、尾崎寛直さん（東京経済大学）の研究をみますと、高齢化していて、合併症があるんですね。私も水俣病やイタイイタイ病の患者をみていてわかったんですが、高齢化していくとはじめの原因だけではなくてくるわけです。高齢化に伴う病気と相乗していきます。決して、一つ一つの病気でなく、幾つかの複合した病気が進むわけです。しかも、介護が必要になります。

ところが法律は救済する時に、もとの病気で救済しようとするわけです。合併症も出てきているんだから、その合併症も考慮すればいいのに、喘息がどのくらい進行したかだけしかみない。救済の基準にしないわけです。そうすると、非常に医療費がかかってきて困っているのに、救済費は一向に増えないという問題があります。この点に気づいた西淀川では福祉健康ネットワークをつくって、あおぞら苑という施設をつくって、もっと総合的に高齢化している被害者を救済しようとしているのですが、残念ながら四日市にはそういう動きはないわけです。ですから悪い言葉で言って市民の人々には失礼ですが、孤立させているわけです、被害者を。

せっかく四日市は新しい疫学などで救済を始めたにもかかわらず、現状は他の地域より劣るのではないかと。したがって、そういう総合的な救済に向かってこれから動いていくべきではないだろうか。これが第一の四日市の地元での課題ではないでしょうか。

一応ここはずっと、福祉事業として、子供たちの大気疾患を調べていて、いまのところ小児喘息をはじめとする、新しい患者の増大はないとの報告は、見ましたが、しかし、自動車公害の問題は増大しているのだから、もっと徹底した健康診断も行われるべきであるというのが第一の問題点と言えるのではないのでしょうか。

それから、判決で全国に影響を与えたのは共同不法行為による責任の確定ということで、これが、水俣病やイタイイタイ病と違うところでして、コンビナート 6 社 もしかしたらもっと大きかったかもしれないのですが という集団の不法行為だ。したがって個別の因果関係より群としての工場が汚染物質をだしていれば共同不法行為として責任を取らなければならない。これは、森島昭夫さん（元名古屋大学）、牛山積さん（元早稲田大学）をはじめとする学者、弁護団の非常に優れた知的成果だったと思います。

結果としてこの地域の総量規制による大気汚染対策は進んだわけですが、これも吉田克

己さんの指導によるもので、硫黄酸化物については環境基準を達成しました。

NO₂、二酸化窒素についてはちょっと怪しかったんですが、政府が二酸化窒素についての基準を3倍に薄めてしまった。この3倍に薄めるときには吉田さんも委員会のメンバーだったので、吉田さんはマッチポンプみたいな人だなと思いました(笑い)。緩めてしまえば当然のことながらほとんどのところが適合していくことになるので、二酸化窒素については結局緩和されていったわけです。排水についても、まだ生活環境基準には遠いのですが、海の汚染は過去に比べればよくなって、一応、総量規制は進んでいるわけです。

こういう具体的な有害物質の問題について言いますと、公害対策は一応評価され、驚いたことに、四日市はUNEPから表彰されたんです(笑い)。そして、県は地域の公害問題は終わった、これからはその成果を国際的に伝えていくんだということで、国際環境技術移転研究センターをつくり、発展途上国の留学生を指導しているのであります。

四日市の公害は本当に終わったのか？ むしろ“新たな公害”が始まっているのでは

しかし、本当に公害は終わったのでしょうか？

たしかに大気汚染、目に見える裁判で問題になったことについて言えば対策は進んだと言えるのですが、産業廃棄物やフェロシルトの問題を見ると、本当の意味で公害対策は終わっていないのが四日市の現状であると思います。

判決の第三の柱、これは全国に影響をあたえましたが、地元では十分に反省と改革がされていません。

第三の柱とは、立地の過失・地域開発の失敗ということを指摘されたわけであります。あの時は国も自治体も訴えませんでした。しかし、これは、明らかに自治体の失敗、それが企業の失敗とかさなっていると思いましたから、裁判の証言、原告側の論告では、それを厳しく論証していったわけですね。裁判官もそれを頭にいれ、判決では罪だとか刑罰をくだすとかではないが、本当は過失があったとはっきり言わなければいけないのですが、国の責任をとらなきゃいけないのですが、そこまではいかないのだけども、はっきりと、立地の過失・地域開発の失敗に言及しているわけです。この点が、実はもっとも地元で遅れた、この判決以後、判決が指摘していた三つの柱のなかで、それを教訓として発展するのが遅れたことではないかと思うわけです。中途半端な公害疎開をやり、また郊外に住宅団地の造成が行われたが、臨海部は依然としてコンビナートに占有されています。私はかつて、ここは工業都市ではない、工場用地都市であって、都市の体裁をなしてないと批判しましたが、それを本当は判決を受けたのであれば維持可能な環境と文化の都市へ再生するという旗印がかかげられてしかるべきだったのです。が、残念ながら、第三の指摘、柱が実行できないために、いまだに今日のような集会が開かれているのであろうと思います。

そこで、我々の検討委員会は、四日市が本当に住みよい町として、かつての企業に独占され、公害のまちだったイメージを一変するような維持可能な環境と文化の町にしたいと

研究を続けてきました。口幅ったいようですが、これだけ第一線の研究者が3年間結集してやったということはめったにないことで、今回の提言は私から見てもよくできていて、参加した方々に感謝しています。ほとんどボランティア的な形でやってもらいましたが、この後のシンポでそのエッセンスを聞いていただきたいと思います。

ここでは、私の個人的なコメントをいくつか述べておきたいと思いますが、第一は調査しまして、いまだに心配かつ解けないのは安全の問題です。この間の新潟の柏崎沖の地震をみましても、原発の場合はかなり嚴重に地盤の調査をしたと言ったのですがあの体たらくです。もう少し地震が大きかったらと思うと身の毛もよだつ思いです。ここも大丈夫という意見はよく聞きますが、よくわからないのが、コンビナート自身に自主管理を任せられている点にあると思うのです。

我々が調査し始めた時からパイプラインが気になっています。長さが長いし、老朽化していること、それから安全管理の熟練した技術の伝承が行われているかどうか。東海・南海地震は必ず起こるといわれているのですが、それに対して本当に大丈夫なのか？ 四日市にとってもっとも重要な安心・安全という街づくりはまだ完成してないし、これから本格的に取り組まなければならない問題だと思っています。

前のシンポでは、管理をコンビナートに任せていて大丈夫なのか？ 市内は市民による自衛・減災ということで終わったような気がしましたが、これはこれから申し上げる最初の問題と思われる。

四日市の判決後の長期計画を見ますと、その目的は福祉・環境・文化の3本の柱が理念だと言えますが、問題は実際この三つの柱が本当に実現できるだけの人材・資金・組織をつくっているかどうかです。抽象的にいうのは誰でもできます。しかし、残念ながら四日市ではそういう理念をかかげてはいるが、中心は所得・人口・雇用をいかにのばすかという経済的な開発のあり方が中心になって動いているのではないかという気がします。

しかし、そういう高度成長以来受け継がれてきた地域開発のありかたが今後続くと思いますか？ そこが問題です。そういう産業政策中心でいくのだろうか？ これは、岡田知弘さんが部会報告書で書いていますように、コンビナートが市の経済財政に締める割合が大きく減退している。石油コンビナート8社の市税への収入への寄与度ってのは1969年38.1%から近年は12~15%になっている。経済のグローバル化や産業構造の変化の中で、大規模大量生産の素材供給方の重化学工業、このようなコンビナートは古くなりつつある。もっと大量多品種・少量生産の比重が高まっている。すでに三菱系3社の統合がされていて、エチレンプラントや量産化製品、汎用樹脂設備の操業の一部停止をしていますし、C重油の需要も減っているわけです。つまり、二つの製油所の常圧蒸留装置の能力は削減されているわけで、そういう意味で言いますと、かつてのコンビナートに比べますと、コンビナート自身の役割が小さくなっているわけです。コンビナートといえますのは本来工場のなかでパイプでつながりながら緊密な製品の流動、地域内集積の効果はもはやなくなり始めている。今ここのコンビナートが持っている存在価値というの

は、コンビナート内部の集積利益をあげて前進するというのではなくて、広く伊勢湾に広がる名古屋の工業地帯や他の地域などと連関することによって、利益をあげていかなければならないわけなので、もはや本来のコンビナートの役割とはちがってきているのではないか。

もちろん、コンビナートは化学が中心なので、すぐにはなくならないでしょうが、昔のような自己完結型の形ではなくなっていく、これをどうするのかというのが本来重大な産業政策の問題だと思うんです。そういう意味では、市が事実上中心にしている産業政策について検討せざるをえない。言い換えればどう再生するか？ ということですね。産業政策については本当はもっとお話ししなければならないのですが、時間がないので先へ進めさせていただきます。

次に都市計画についてです。

四日市は近くの町との合併もありまして地域が非常に広がりました。このために性格の異なる臨海部と都心と郊外部と山岳部の4つの地域に分かれています。都市計画としてはこの4つの地域を自立させながらどう連帯させて行くかということになるわけです。

私たちは四日市のイメージを変え、本当に福祉文化・環境のまちにしようと思えば臨海部の性格をかえることだと、ずっと主張してまいりました。臨海部は休業地がふえつつあるわけです。当然そういうところは都市計画にはいりこまなければならないのですが、これが日本の臨海工業地帯の大きな弱点でもあるのですが、自社の土地は自社で利用するというのが鉄則で、大きな都市計画での視点でどう利用するかというのがないんですね。実際コンビナートの性格も変わるし、当然空きができれば市民としてそれをどう使うかを考えないと四日市はよくなりません。残念ながらいまはそれがない。

それから、私たちは前から海の市民へ開放しろ、せめて工場から海岸に直接行くんじゃなくて、海岸が回れるような遊歩道とか魚釣り場などに開放してもいいんじゃないかと主張しているんですが、なかなかそういう計画がない。まあ、第三コンビナートでは親水公園というのを計画していますが、私の感じたところでは市民が日常リクリエーションの場として利用できる空間とはどうい思えません。コンビナートに隣接している塩浜、橋北、富洲原、富田などは人口が減少して高齢化が進んでいますし、都心の空洞化も進んでいます。20%以上の空き店舗率になっているわけです。

そういう意味では臨海部が改造されない、都心部は衰退する、郊外地はどんどん農地が減っている。これは宅地化している訳ですが、無秩序になくなっていきます。田畑が1966年の76.9平方キロメートルから2005年に48.2平方キロメートルに減ってますし、林野の面積も減少してるわけです。これは宅地になるだけではなく廃棄物のたまり場にもなっています。もともと四日市は山あり、農地あり、海ありという自然に恵まれた美しい町だったのに、市民の環境や生活レベルでみるとそれぞれに問題を抱えているのではないのでしょうか。

第三に行財政ですが、これまでバブル後の景気政策によって公共投資優先できたうえに、

これだけ面積を広げてしまったことによって、社会資本に無駄が出るんです。実は上水とか下水とかは市には都市計画地域内だと義務がありまして、変なところに家を建てられますと、必ずそこに上水道や下水道を敷かなければなりません。そこに集積した集落などがあるのでしたらいいんですが、そうでないと市は大変な投資をしなければなりません。いまの赤字の最大の悩みが下水道ですね。区域をひろげすぎたためではないかと思います。

四日市の教訓を活かし大気汚染救済制度の全面改定提言したい

さて、私はここで一つの命題を出して、起承転結にしたいと思っていたのですが、時間が足りません。で、次のようなことを申し上げて終りにしたいと思います。

いま、欧米で都市の再生が課題になっています。つまり、先進工業国で産業構造が変わっていること、グローバル化が進んでいること、地球環境問題が深刻になってきているという条件のもとで、どのまちも都市再生を考えていて、かなり素晴らしい都市再生の理念や実践がおこなわれつつあります。

もちろんそれは、それぞれの事情に応じてやっているわけですが、私はここで、維持可能な社会を明示して、平和を維持すること、核戦争を防止すること、環境資源を維持保全し、人類を含む生態系を維持する。絶対的な貧困を解消して、そして社会的不公正をなくすことを改めて提案したいですね。

それから民主主義を国内外で確立する。そして、思想表現の自由を確立すると同時に、多様な文化の共生・維持を図るということが維持可能な社会だと考えていますが、これは世界国家があれば出来ませんが、いまそういうものはないわけで、そう簡単に出来ることではないのですが、ヨーロッパや日本の一部ではこれを地元から完全循環社会をつくろうと努力しています。ですので四日市も「維持可能な都市・四日市」とはどういうように作るべきか考えるべきであると思っております、そこで安心して安全なまちづくり、水都の再生-都心と海を結ぶ交通路を作る。しかし、現実にはコンビナートが存在するので、少なくとも市民が海に接するような遊歩道や魚つり場を考える。そして、国任せの産業育成でなくて、地元で産業の連関を密にし、農業も巻き込んで内発的な発展を考える。裁判で農業を入れなかったことは本当に失敗だった。もし入れていれば農業と市民のつながりも築けたと残念でなりません。

結局、問題は住民です。いま非常に優秀な自治体が統治組織に成り下がってる。そうではなく、本当に都市再生の運動の形になれば四日市はよくなる、と思います。100以上あるといわれるNPOの革新が今後の四日市の未来をになうのではないかと思います。

最後に二つ。

四日市の教訓を活かし、これを機に東京の大気汚染公害裁判とか大都市で広がる喘息患者の増大、あるいは四日市での高齢化した公害認定患者の状況を踏まえて、大気汚染救済制度の全面的改定を提言したいです。また、アスベストのような総合的なものの社会災害

制度をつくらなければならない。これを今回迎えた 35 周年の記念すべき大会の未来へのメッセージとして検討していただきたい。

もう一つは海洋国家のありかたです。

ヨーロッパの都市のように、海から見た眺めが美しいのが海洋国家だ。それに比べ、日本はコンクリートと壁とクレーンです。こんな情けない海洋国家はありません。戦後、日本が海洋国家として出発したときに、そういう美しいまちをなぜ造れなかったか。欧米を歩いていつも思うことです。日本が真の海洋国家を目指すのなら、海から見て、本当に美しいまちが生まれたときにその名にふさわしいのではないか。そして、四日市にとっても望むべき姿ではないかということをお願いして、終りにしたいと思います。

4) 提言発表(除本理史氏/東京経済大学准教授・宮入興一氏/愛知大学教授・岡田知弘氏/京都大学教授・遠藤宏一氏/南山大学教授)

「環境再生まちづくり検討委員会」の副座長兼政策調査研究会事務局長の南山大学の遠藤宏一です。

まちづくり検討委員会・政策調査研究会を組織としてはご存知かもしれませんが、まちづくり市民会議などのシンポジウムや講座を開催する実戦部隊であるとともに、実際にまちづくりの政策的な内容を研究、これは日本環境会議の会員の先生方、あるいは地元の先生方を含む研究者を中心とする政策提言に向けての必要な専門的調査研究を行う組織の二本立てで活動してきました。

本日お配りした最終的な『提言』を政策調査研究会でまとめるため、ワーキンググループを組織しまして、私がお座長をしておりましたので、最初にこの報告書が出来た経緯と構成を簡単にご説明させていただきます。

政策調査研究会は、最初の 2 年間は調査研究ということで、市民会議やシンポジウムなどと並行しながら、4 つの部会 地域経済部会、地域計画・行財政部会、環境政策部会、社会関係部会を設け、それぞれの研究を進めてもらいました。総勢 30 人前後の研究者の方々です。この部会報告書がそれぞれ 5 月までにまとめ始め、全部で 5 冊の部会報告書をつくってあります。これは限定版です。四日市の図書館と公害資料室に寄贈しました。報告書の 105 ページにテーマと誰が担当して研究したかを整理してあります。これを踏まえて、6 月から集中的に本日記りました最終報告書を本格的に作成する作業に入りました。ワーキンググループを中心に作業したのですが、その範囲には留まらず、政策調査研究会の方々にもご協力頂きました。その成果が 1 章と 2 章であります。これは各部会報告書の成果をベースに、特に現状分析、いわゆる診断にかかわる部分と政策的な課題に関わる部分を意識して書きました。さらに部会報告書のダイジェスト版的になったところもありますし、取り上げられなかったこと、触れられなかったことでもあります。第 2 章でほぼ部会報告書を網羅し、しかもコンパクトにした形で載せてあります。これを踏まえまして最終的な

処方箋ということで具体的な政策提言を第3章にまとめさせていただきました。

今日ここでご報告するのは第3章を中心に、第3章の部分をレジュメ風に使わせていただきながら、提案の根拠は2章のどこで述べているかを記してあります。詳しくは各参照部分を読んでいただければ、その根拠をご理解いただけるとと思います。おおよそそのような構成になっています。

今回特筆されることは、当時はまだ学生にもなっていなかったであろう日本環境会議を中心とする若手研究者たちが積極的に四日市に入り、まとめてくれたことです。後段でも申し上げますが、今後ともこのつながりを地元でもぜひ生かしていただきたいと思います。しかしながら、頑張っていたいたにもかかわらず残念ながら色々な限界もあり、幾つか残された大きな課題があることも事実です。とくに心残りは自動車の排ガス問題が、四日市に即してきちっと検証できていません。もう一つは農業・農村政策を考える研究者がきちっと参加していただけなかったこと。さらには防災問題、我々が出来るぎりぎりのところまでは宮入先生に検討いただきましたが、もっと踏み込めばさらに大きな問題がでてくると思います。増してや先日も四日市で爆発がありましたが、企業内なのでオープンにはなっていませんが、私の調査した限りでは1ヵ月に1回はあの程度の爆発は起こっているのです。だから潜在的な危険性はずいぶん大きいわけです。そこに加え、中越沖地震で原発問題がクローズアップされてきまして、この問題はきわめて重要にもかかわらず、いままでシンポジウムなどでも詰めきれてないと思われまます。幾つかそういった重要な問題が取り残されていることは申し添えておきます。

宮本先生の基調講演と重複しないようにしてお話しますと、第一部ではなぜ今、四日市で環境とか再生とかを考えなければいけないのかを書かせていただいております。四日市市は35周年を意識したのでしょうか、先日合併した旧楠町で蛍がコンビナートをバックに飛び交っているポスターを作り、四日市公害を克服したという宣伝をはじめますが、そういう認識で本当によいのであろうかということをお問うことがやはり重要であります。

四日市公害判決の意義は3つあります。とりわけ立地あるいは操業上の過失が裁かれた意義については、全国的にも歴史的にも認識されてこなかったと思います。したがって、公害健康補償法が後退あるいは廃止されたことを受けて80年代前後から日本の環境政策がまた後退期に入りますが、その前後から西淀川、川崎、水島、尼崎、名古屋南部などでもう一回大気汚染訴訟が起きてきたわけです。今回私も色々勉強させていただいて気がついたのですが、日本環境会議が環境再生に取り組み出したのはつい最近と思っていたのですが、実は裁判の時に宮本先生が問題提起をされておられた。これは2005年名古屋南部の判決5周年の弁護士さんの講演があった時、弁護士の篠原さんからものすごい問題提起をうけたらしく、あらためてその時の資料を読み返し、なるほどと思ったのですが、そこで環境再生まちづくりの意義、西淀川などの裁判をやるにあたっての意義が指摘されました。その取り組みを結局は90年代に西淀川を先頭に勝訴と和解を勝ち取った経験を生かして、被害者または原告団の方々がまちづくり財団をつくり、再生の取り組みを始め

たわけです。それに比べて四日市は、このような提起は節目ごとになされてきたと思いますが、結局、今日までこの課題は果たされてきませんでした。したがって、今回の取り組みを始めてみてどうしても気づかざるをえなかったのが、地元四日市における公害問題の風化という現実です。これは土井妙子さんの分析でも明らかですが、四日市の人あまり公害のことを知らないようだという記述がありますし、またある時は、四日市市民の人に「公害のことは忘れたいのよ」とも言われたとの記述もあるのですが、実はこれが現実だったわけです。ということは、まちづくりを問い直しているときに、まちづくりの主体がちゃんと存在しているのかどうかから問い直さざるをえない。我々の提言を活かすことが出来るのだろうか、ということから考えざるをえない困難な課題でした。

ただ、これも後半のところ提言しますが、「まちづくり市民会議」がつくられて、これから活動していくとのことなので、大いに期待しています。

さて、各論に移ります。

まず、なぜ環境再生かという意義についてです。

宮本先生が川崎の公害の時、弁護団に最後にまとめとして言われた言葉を少し紹介します。「たとえば四日市の場合でも、結局、被害者の救済だけをして、あの汚い、そしてこれだけ公害に悩んだにもかかわらず、まだまだコンビナートを拡張するという都市づくりでは本当の意味で裁判に勝ったとは言えない。川崎の裁判で追及されるべきは過去の損害賠償を含む産業公害を解決するだけではなく、もっと住みよい川崎市をつくっていくこと、緑豊かで文化的な川崎市に再生するための裁判なんだという形にぜひともして欲しいと思う」。こういうことを一番最後のまとめでおっしゃっている(『環境と公害』1982年秋号)。

環境再生まちづくりはここから始まっていて、全国の被害者の方々の取り組みがあり、それが日本環境会議で取り上げられ、理論化され、そして今日の四日市の活動につながってきているわけです。あとは、四日市で何を再生するべきか？ 公害は終わってないよ！というのを書かせていただいたのが最初の第1章の「何を再生するのか」です。四日市の公害被害の全体像というところで、何点かに分けて被害者の方の社会的孤立の問題から、漁業・農業被害、地場産業衰退問題、さらに一番大きな問題は今日も残っている都市構造のゆがみや社会資本の非効率と5番目の企業城下町になってしまったこと。住民主体のまちづくりをどうやるかを「都市自治」という言葉で表現していますが、そういうものをどう再生するかが残された課題としてあることを意識しながら、各論的な分析、ご提案をさせていただくことになりました。

あと四日市の目指すべき都市像につきましては、第3章に述べてあります。私からのご報告、紹介は以上で、これからは各論の具体的な報告と提案を各代表からしていただきます。

【提言発表 1】 除本理史（社会関係部会・東京経済大学准教授）

私からは<「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市へ>ということでご報告します。報告書の90ページに政策提言のトップのテーマについて2ページにわたってまとめています。平たく言えば四日市は公害のまちだったというところから、それを踏まえ、福祉のまちづくりをしていくべきではなかろうか、福祉のまちになっていかなければいけないということを訴えたいわけです。

市当局の政策としても「福祉」は全国的にどこでも言われている課題です。しかし、戦後、公害対策の原点である四日市市で福祉と言う場合、公害病患者の方々にとってどのような住みよいまちづくりをしていくのかと言わざるえないわけです。そして、これは公害病患者さんだけを考える訳ではなく、患者さんが住みよいまちづくりは地域の皆さんにとっても住みよいまちづくりと言えること。地域福祉を全体に向上させていくということであるわけです。特に公害病患者の現状を含めて考えていくことが重要であることは言うまでもありません。

報告書では第2部になると思いますが、患者さんの現状を報告したいと思います。12ページあたりに書いてあります。

今、患者さんは市内、旧楠町も含めてですが500人以上いらっしゃいます。そして、高齢化が非常に進んでいます。一つの理由は1988年に新規認定が停止され、それ以降患者が増えていないからです。では、認定されていない患者はどのくらいいるのか？それはまったくわかっていません。認定されている市内の患者さんでみると60歳以上の方は6割を占めています。全国での認定患者さんの割合で見ると4割ですから、全国平均に比べて1.5倍です。これで高齢化が進んでいることをご理解いただけたと思います。

次は13ページの< 公害患者の症状と療養の現状 >の部分、患者さんの症状はどうだろうか？ということです。

第一に公害病が慢性化してきています。これは水俣病でも言えるわけですが、症状の重い患者さんは初期のうちに亡くなっています。今療養している患者さんは慢性化している患者さんです。これは症状が軽いわけではなく、治療薬などが改善されていることもあって、症状の経過がゆるやかになってきている、症状が引き延ばされていると考えていただいたほうがいいと思います。その意味するところは、療養が長期化するということです。

第二には、その中で起こることは合併症の併発です。いわゆる公害病、喘息などの呼吸器疾患ですが、それだけではないさまざまな病気を合わせて持っている方々が非常にふえてきているわけです。これは公害病との関係は必ずしも明らかではないのですが、たとえば人工透析や癌の発症率も高いと言われていています。さまざまな要因、高齢化も一つですが、あるいは公害病との因果関係が非常に密接だと考えられるのは、喘息の治療薬のステロイド剤を飲みますと骨がもろくなり、骨折しやすくなります。あるいは内臓疾患になりやすい。こういった治療の副作用によるものというのは明らかに公害病と関連して起っている

合併症もあります。

第三に公害病そのものが重くなっている患者さんの中にはいらっしゃいます。在宅酸素療法などを利用している患者さんもいて、鼻にチューブをしている為、家の中での移動すら困難な方もいらっしゃるのが現状です。最後の点とも含めてさまざまな生活困難を抱えています。これは 13 ページの〈 公害病患者の抱える様々な生活困難〉に書いてありますが、仕事上の制約、宿泊を伴う移動が困難、家に発作のための吸入器の常備などです。

そのほか、県立塩浜病院が移転して内陸のほうに移ったので、臨海部、とくに磯津の塩浜地区の患者さんが受けていた公害の専門医療を提供する病院がなくなってしまっていることから問題が起っています。

現状の四点目は、報告書の 13～14 ページにかけての〈 社会的な被害〉ですが、派生的被害、社会的被害、端的に言えば患者さんに対する差別の問題です。認定を隠している患者さんは非常に多いという関係者の方々の話は印象的でした。

それがどのような状況を生んでいるかと言いますと、患者を社会的に孤立させていると考えられます。その一つの歴史的な背景としては公害対策、発生源対策に患者・被害者・支援者を参加させてこなかったことを含めて、公害病患者に金銭的な保証だけしてそれで済ますという対策がとられてきたことが一つの原因だと考えられるのと、最近では臨海部で高齢化が進んでいるため高齢者だけの世帯がふえ、孤立化が進んでいるということが考えられます。

以上の現状を踏まえまして、現状の課題として 14 ページの〈 公害病患者・遺族への補償等をめぐる課題〉に触れてありますが、公害病患者さんに特に関係ある問題は、公害健康被害補償制度、公害健康被害補償法による補償の問題です。合併症がある、それによって患者さんの症状が非常に悪化してきているという問題をどうするか。いままでは公害病が重いかどうか、公害病の治療にいくらかかっているかという公害病だけの補償制度ですので、はずれた合併症という条件がでてくると、本来もらえるはずの生涯補償費（生活保障的給付）がもらえない。あるいは、亡くなった場合の死因が公害病そのものでない場合、遺族補償が減額またはもらえない状況が生じてきているわけです。

ですから、生涯補償費も遺族への補償金の額を決めるときは合併症の重症度を考慮して金額を決めていく必要があるのではないのか、というのが第一です。たとえば遺族補償は遺族補償、一時金と言う形でいっぺんに受け取ることが多いと思いますが、これは 2007 年度の実績をみますと、亡くなった方の性別・年齢などによって差があるのですが約 400 万～1100 万円です。しかし、これは死因が公害病が 100%死因になっている場合のみに適用される金額でして、他の死因が寄与しているとされる場合は減額されてしまう仕組みになっています。起因率の判断のところに公害病以外の合併症などのことを考慮していかないと正当な補償がもらえなくなっていくということです。

それから、公害病患者さんに関連する 2 つ目の問題は、公害保健福祉事業というのがいわゆる公健法のもとで行われています。これは患者さんに直接行われるサービスです。転

地療養医療事業は空気のよいところに行って、喘息をおさえるトレーニングなどをするものですが、この転地療養医療は期間が限定されていたり、制約が多いんです。たとえば80歳以上になると参加できないとか年齢制限とかがあります。制約が多いために参加者が減少して固定化してきているために機能しなくなっているんです。これは市役所も認識しているようです。

二つ目は家庭療養指導です。これは保健師の方が市内在住の400人以上の患者さんを1年かけて回って把握していく制度なのですが、私たちがヒヤリングしたところ、保健師は1人で400人以上を廻っていたという、まったくお粗末な態勢と言わざるを得ません。

それから、三つ目の課題の高齢化の問題です。

59ページの〈 地域社会における高齢化の現状と要介護者の増加〉のところで触れていますが、臨海部では高齢化が進んで人口が減少しているわけです。

そういう中で公害病患者の方々で二人とも認定患者のご夫婦だけの世帯、あるいは単独の世帯などが非常に増加してきている。これに加えて、公害患者さん独自の問題として先ほど触れた派生的被害があるという状況の中、公害病患者さんの孤立化をどう防いでいくのかという課題があります。これは地域全体、とくに高齢者福祉の向上をしていくなかで公害患者さんの支援も向上していくことが課題になっているというふうに考えられます。

最後に提言を4点にまとめて申し上げたいと思います。90ページ以降、2ページにわたってあります。

まず、患者さんの救済に関して四日市市が設置している認定審査会の課題です。

一点目が合併症にかかわって発生している医療費をきちっと補償していく。

二点目が生涯補償費（生活保障的給付）も合併症の重症度に対して適切に考慮していく必要がある。

三点目が遺族の方々へ適切な補償をするために、特に認定審査会および市の他の諮問機関の判断の意見が非常に重要になってくるので、特に二点目と三点目については認定審査会の意思決定を開かれたものにしていくことが必要だろうと思います。これについては、たとえば倉敷市の水島地区ではこういった認定審査会以外にこれらの問題を判断する外部機関があるようでして、そこの間で意見を調整するということが行われている例があります。また、公害保健福祉事業の改善も考えられていいと思います。

次に、〈福祉のまちづくり〉ということから申し上げますと、一つは地域の医療水準をきちんと向上させていく。高齢化が臨海部で進んでいて医療ニーズが高まっている。一方では塩浜病院が移転してしまっているということがありますから、これには自治体 県と市が責任を持って公害病患者の療養の条件、地域の医療水準を向上させていくということが必要です。二つ目は、公害病患者さんを病気にかかっている患者さんという観点だけではなくて、さまざまな介護ニーズを抱えた方々、要支援者というふうに広く考えますと、福祉的サポートが必要になってくるでしょう。これについては西淀川の地域の取り組みが参考になると思います。午後の部で西淀川の方のご発言があるかと思いますので、ここでは

省略させていただきます。

最後に、公害を経験した地域の福祉のまちづくりの重要な課題としては、生活の質 = QOL を向上させていく地域の仕組みづくりがさきほどの宮本先生のご指摘にありましたように、さまざまな住民が組織している団体 たとえば地区社会福祉協議会とか自治会など既存組織はこれまで公害病患者に対して正面から取り組んできていなかったわけです。こういうような状況を改善しながら横の連携をつくっていった福祉コミュニティ 地域の高齢者、あるいは患者さんを支えていけるようなネットワークの形成が出来たらいいのではないかと考えます。

【提言発表 2】 宮入興一（環境政策部会・愛知大学教授）

災害・防災というかなりティピカルな問題を含めて提起しなさいとのことですので、出来るだけコンパクトに報告させていただきます。

四日市公害の最大の教訓はなんといっても市民の方の命と健康という、安全と安心のもっとも根本にかかわる基本的な人権を国と自治体が最優先の課題にすべきではなかったかというふうに思います。ところが、今日の四日市をみると、こういったところに非常に重大な問題をかかえているのではないのでしょうか。特に公害、環境破壊の問題、災害問題においても同様ではないか。つまり市民の命と健康に深くかかわる問題が時として姿を変えながら繰り返し起こっているのではないのでしょうか。

こういう問題を根本から解決するのが市民にとって、今や緊急で、最重要な課題になっているのではないかという認識に立って、問題提起したいと思います。

91 ページに < 公害・環境破壊の根絶にむけて > ということでまとめてあります。

7月14日の地元紙の朝刊に大きな記事が載りました。「夏は蛍 四日市イメージチェンジ大作戦」と銘打ったポスターを作成……という見出しで、合併した旧楠町の用水路に蛍の生息地があり、そこから約4km離れたコンビナートの夜景が見れる。この両方を合成写真にして、「公害のまち脱却」というイメージチェンジをねらうということでした。市長がポスターを持った写真と共に掲載されていました。さらに市の職員の名刺にも同じデザインを施しPRすることのこと。しかも名刺の裏には「過去には公害問題もありましたが、現在ではコンビナート近隣でも美しい環境が保たれ、夏には蛍が舞います。」というおまけつきです。

で、問題ははたしてそうなのかです。四日市の公害をいわば廃棄物問題としてとらえるなら、実はまだ形を変えて存在し継続している。むしろその根絶こそが重要な政策課題になってるんじゃないかと思うのです。

私はダイジェストを作っただけなのですが、もともとの現状分析は17~21ページのところと、山下先生や畑先生の論文を参照し、4点申し上げます。

一点目は、大気汚染公害の問題です。

これは硫黄酸化物に対しては一定の効果を挙げているが、窒素酸化物については国の甘い基準はともかくとして、三重県の定めた環境基準を達成できないわけで、これは今後も取り組みが必要であるということです。

二点目は、四日市公害は実はストックされた廃棄物問題として新しい形に変えた公害として派生しているのです。その事例の一つが日本最大規模の産業廃棄物の不法投棄事件になった川越建材興業の大矢知産業廃棄物の処理問題です。現在この現場は、許可済みの部分とそうでない部分がありますが、許可済みの部分でも本当は何が埋められているかわからないんです。鉛も銅もありそう、フッ素、砒素などもあるかもしれない。とにかく異常な状態です。一刻も早い実態の解明と対策が必要です。

問題の解決には、三重県はまず第一に処分場周辺の徹底した環境汚染の調査と、何よりもデータ公開をすべきです。第二に、これは私の下司な表現ですが(笑い)文字通り「臭いものには蓋」的発想で、土をかぶせて後は雨水の排水対策をするという小手先の対策ではだめで、詳細な調査にもとづく全量撤去命令を含めた抜本的な対策が必要です。

三点目は、当事者の川越建材と排水事業者への責任の追及です。

そして四点目は、こういったことを許してきた三重県の対応の検証と産廃条例を含めた今後の不法投棄の防止等に早急に取り組むべきであるということです。

これらの過程を通じて、県は四日市と周辺の住民の方々に十分な説明責任を果たすことが重要です。そこできちんと協議する、そういった事がきちんとなされてこなかったことが実は問題の根本にあるわけです。

それから、ストック的な公害の第二の典型は、ご存知のように石原産業のフェロシルトの投棄問題です。石原産業はフェロシルトの中に認定外の廃液を混入して、廃棄物処理法違反で刑事告訴されました。これに対して、津の地方裁判所は6月25日、石原産業四日市工場の元工場長と元環境保全部長に実刑、石原産業自身にも5000万円の罰金の有罪判決を下しました。この判決に対しては、会社への制裁は軽すぎる、活かされぬ過去の教訓、石原産業は四日市公害のいわば被告であり、戦前から公害問題にかかわっていた。それを含めて甘いなどの論評も出ました。それに対して三重県は石原産業に対して、第一には、投棄したフェロシルトの全量撤去と自社処理を行うべきである。第二には、製造工程でフェロシルトを大量に副生する硫酸法から廃棄物の少ない塩酸法に切り換えることを直ちに指導すべきであると考えます。実はフェロシルト自体はアイアンクレイなどというネーミングをし、産業廃棄物なのに素敵なラッピングをしてリサイクル製品として認定し、各地に土壌汚染を拡大した県の責任もきわめて重大です。三重県は真摯に反省し、リサイクル使用推進条例の抜本的改革をすべきです。そして、有害廃棄物の除外、厳格なチェック体制、罰則の強化に早急に取り組むべきです。

それから、これも県がからんでいる問題ですが、四日市のガス化溶融炉問題も出ています。これは、ダイオキシン対策で出された、全国的課題ですが、効果はほとんどない。操業を続ければ続けるほど、実は逆に汚染物質を出す危険性がある。そのうえ、財政的に赤

字。すでに県から 80 億円の財政が投入され、運転すればするほど県からの投入額が増えるわけです。環境面から見ても経済面から見てもまったくメリットがないので、操業停止して各自治体による処理に戻したほうが望ましいと考えます。ただ、いまずぐ出来ないなら、近隣の住民の代表や住民が推薦する専門家などを含めた調査会を立ち上げ、継続的な調査と調査結果の完全公開、その後の抜本的対応を図るべきであると提言したいと思っています。

四日市市は実は今年の 4 月から中核市への移行を目指していたはずであります。旧楠町との合併を切望したのもそれとのからみだったはずですが、ところが、この二つの不法投棄問題によって、しばらくは断念せざる得ない状況になりました。なぜなら中核市になると産廃行政の権限と責任が市に移るからです。当然そういった負担を市は簡単には負えないはずで、結果的に断念せざる得ないわけです。昨年 7 月に中核市移行後も三重県が責任を持つとの確認書が四日市市と三重県の間で調印されたと言われていますが、具体的に三重県がどこまで責任をとるのか明らかにしなければならぬ責任があると思います。

四日市市は被害者というだけではなく、自身の問題も抱えていると言えるわけです。市内には先ほどのような産業廃棄や不法投棄の場所がかなりたくさんあります。21 ページにマップがありますが、こういう状況を全面的に公開して、市民の意見を聞きながら市として責任を取ることが大事ではないでしょうか。

それからコンビナートからはいまだに化学物質が出ています。こういったストックとフローの環境リスクについては環境再生という面からきちんとした情報公開と住民参加が必要で、そういう検討の場が早急にも設けられるべきであるということです。小手先のポスターなどでごまかさず、根本的な問題を解決することが最重要だと思います。

三点目は、災害の問題です。

皆さん心配でしょうが、これはブラックボックスみたいなもので、情報が全然もれてこない。私も手を焼きましたが、多少のことを提起したいと思います。

ただ、そのまえに、四日市の石油コンビナートは災害環境という面で二つの特徴がある。一つは元々災害を受けやすい軟弱な臨海部の地盤に、石油精製・石油化学の大量の可燃物や有毒な化学物質を生産・備蓄するコンビナート企業が多数集積している。しかも、その周辺に住民の居住地域が近いところにある。したがって、災害が起きやすく、ひとたび災害が起こると災害自体が巨大化しやすいという特有の環境が形成されています。特に第一、第二コンビナートの塩浜・午起は危険性が高い。この点は新潟の柏崎原発と違うところもありますが、同じ点は臨海部であるということと、危険物の集積地域であるということ。しかも二つ目の特徴はコンビナートに隣接する市街地は多くの高齢者・災害弱者が住んでいるところです。とくに塩浜地区は古い木造の密集住宅、若年層の方々は郊外へ流出、そのため市内でも高齢化率が一番高い。今年の 1 月段階で市内平均高齢化率が 19% に対して、塩浜は 27%。これがトップではなく、橋北という第二コンビナートの集落ですが 29% です。というように、高齢の単身者や低所得の年金生活者が住んでいるという災害の起きや

すい住環境で、そういう方々が生活を余儀なくされているわけです。問題は、そういう環境に対して、十分な防災対策がほどこされているのか。十分でないならどのような防災対策を講じるべきなのか。コンビナートについては1975年に石油コンビナート災害防止法が制定されています。現在の問題はそれに加えて東海・東南海・南海地震の巨大地震の発生といったことも県は考えるべきではないかと思います。

以上のようなことを前提にして、どのような課題と政策を提言するかということです。92ページの〈コンビナート地域の災害環境の改善と住民本位の安全なまちづくり〉で4点あげています。

一つは災害防止対策をする時はまず被害想定をします。発生確率です。たとえば石油タンクについては東海・東南海・南海地震が三連発でくることを前提に想定しています。それはよいのですが、そうなったときに石油タンクの火災の発生が地震三連発が350回きたら1回くらいはありえますとっているんです。確率論で言えばその1回が次で起きても不思議ではない。これはとても被害想定とは言えないものです。石油タンクは浮き蓋になっていて、地震で揺れると洩れによる火災が起こる可能性があります。これは2003年の十勝沖地震の時に出光での前例があります。2005年から新しい基準が出来ていますが、実は四日市にも漏れの危険性があるタンクが27基あるんです。いずれにせよ、危険度に関する情報開示が必要なのですが、実はここがブラックボックスなんです。これの開示が非常に重要です。

二つ目は、防災に関してはコンビナートの企業が最初の責任を持つようになっていて、特定防災施設を作り、自衛防災組織を設置することになっています。ところが、これを統括するのは県なのですが、監督指導体制はきわめて弱いんです。たとえば地震計の設置場所、設置個数、操業停止の判断基準などは各企業の裁量なんです。詳細届出の義務すらない。こんなことで、きちっとした対応が出来るとは思えません。企業とともに、行政も参加して客観的な基準づくりと情報公開をすることが大事ではないでしょうか。コンビナートは個々の企業だけではなく集団でコンビナートの地域防災計画をつくってます。いま、38社が加わっています。これには三重県や四日市も参加していますが、オブザーバー参加でして、情報の公開や共有はしているが、決定権はない。そこでなにが話されているかも企業秘密なのか内容は一切公開されていません。ましてや住民参加は一切ありません。きちっと防災するにはやはり市民・行政・企業の三者の連携が大切なことは言うまでもありません。

三つ目は、ややハードな面ですが、最近の四日市のコンビナートでは生產品目の調整や企業間の結合がだいぶ変わってきています。そういうなかで三菱化学のような遊休地とか未利用地の発生などが起こってきています。こういったものをこれまでの災害・公害を改善する環境再生の種地として位置づけて活用していく。とくに第一と第二コンビナートのところは大事です。四日市市は県とともに都市計画の中に明確に防災対策を位置づけて、ハード面の環境再生に緊急に取り組む必要があります。

四つ目は、明日から出来るという話ではありませんが、よりソフトな防災対策が必要と考えます。二次災害といいますが市街地に災害が及んだ場合は四日市市が防災対策本部をもうけることになっていますが、次善の対策としてコンビナート周辺の住人・企業・行政を含めた活動を強化することが必要です。この点に関しては若干取り組みがはじまっていて、昨年でしたか、第二コンビナートの近くの港地区の自治防災組織とコスモ石油が合同訓練をやり、その後、企業との間で防災協定を結ぼうという話が進んでいます。かつてない住民と企業との防災連携が動き出しています。これをさらに強化する必要があります。今、コンビナート周辺には3万人以上の住民がいます。で、もし実際に大きな災害が起こったとき、その人々を避難させる防災対策がありません。市もどうしろいいのかと悩んでいるらしいですが、コンビナート周辺部分の高齢化、要援護支援体制を今後もきちんとしていくことを含めてきちっと強化することが望まれます。

地震災害はいつ起こっても不思議じゃないと言われていています。短期的なもの中長期的課題を明確にしながら対応していくことが非常に重要ではないでしょうか。四日市は今そういうものの先端に立てるかの岐路に立っていると私は思います。

【提言発表 3】 岡田知弘（地域経済部会・京都大学教授）

地域経済部会を代表しまして、今回、【地域内経済循環を作り出す】というテーマでまとめたことをご説明します。

四日市の臨海部にコンビナートが出来る以前、四日市には菜の花畑が広がっていて、菜の花から油を採り、その絞りかすを土に返すという自然循環の産業構造をもっていました。それがかなり切断されていった歴史をもつわけです。

地域が持続的に存在するということはどういうことかと考えますと、それはそこに住む人々の生活がお金の面で成り立っているという側面と、もう一つは自然とともに共生できる、自然あるいは物質循環が円滑に行われるという二つの要素が必要ではないかと位置づけ、そういう観点からまとめました。

前半は現状分析をまとめてスライドでご説明します。具体的には36ページから文章を取ってきています。そして後半は提言にうつっていきます。

まず、四日市の地域経済を占めるコンビナートの位置を税収でもって測ってみました。折れ線グラフが市内の税収に占める比率です。この中には会社が納める税だけではなく、コンビナートの会社に勤め四日市に住んでいる人たちの源泉徴収も入っていますのでかなり確度の高いものです。4割近くありましたが、今や12~13%まで落ちてきているとともに、全体的な税収もかなり減ってきているということも分かります。同時に、市内の富の総生産に占める製造業・建設業などの第二次産業の比重がこの間かなり低下しています。96年の46.8%から2004年には41.4%まで落ちてきていますが、これは働く場にもあらわれてきています。

国勢調査に基づく従業地区分による就業人口、要するに昼間四日市で働いている人の数です。職場の数を農業も含めて見ますと、第二次産業の就業者の数の比率が95年には39.8%ありましたが、2005年には33.2%と3分の1を割るところまでできています。絶対数も67,000人から54,000人です。この背後にはコンビナートの再編があるわけですが、もう一つは地場産業である万古焼等々の衰退があります。しかも、製造業だけでなく非製造業の事業所も含めて90年をピークに減少局面に入っていることがわかります。産業として後退局面になっています。完全失業率がどんどん上がってきているという形につながっています。全国的には2000年~2005年にかけてやや低くなっていくのですが、四日市は右肩上がり、2005年には4.3%です。とりわけ若い世代(10代後半から20代前半)は10%を超えています。ワーキングプアの問題が青年層に集中しているわけですが、そういう問題が四日市でも集中してきているわけです。結果的に働く機会が少なくなっているということから、四日市に住居を置き名古屋などに働きに行く通勤人口が増えているという傾向が増えています。90年に34,000人だった昼間流出人口が2005年に41,000人になっています。それが内陸部の住宅開発に伴いながら進んできているわけですが、住宅建設は当然、道路建設とか大型店の建設を伴います。その中で農地面積が急速に減ります。2005年、象徴的出来事が起こりました。農地面積と宅地面積が逆転したんです。しかも山林面積に関しては90年代の10年間に40平方キロメートルから30平方キロと、実に4分の1も減っているんです。その用途として宅地もありますが、大谷地の産廃施設とかゴルフ場などの転用があります。こういうことを考えますと、自然との共生、国土保全という点で言っても市街地は低いところにあります。川の上流部分で国土保全機能が落ちてきているというような、いわゆる維持可能性の危惧すべき事態が広がってきている状態になっているわけです。

市内の産業構造を見ましても製造業と農林漁業は大幅に減少し、第三次産業での働き場がぐっと増えているという傾向が強まっていますが、その現われ方を地区別に見ますと、かなりの不均等発展があります。住宅開発が進む内陸部で大幅に増加し、コンビナートに隣接している橋北、塩浜、富洲原および水沢、小山田などの農山村部で減少しています。詳しい統計は四日市市のホームページに載っていますが、平成6年10月からの10年間の人口の人口変化を見ますと、コンビナート隣接地域や中部地域・山側などで人口減少が激しいことがわかります。しかも、橋北と塩浜では高齢化率が30%に迫ろうとしています。

そして、生活の中身を見るために、1人当たりの分配所得を見ますと、四日市は企業がいっぱい来ていて豊かなまちではないかと想像されがちなんですが、三重県内で第10位で意外と低いんです。なぜこんなことになっているかと言いますと、一つは本社が東京にある企業が多いので分配所得も本社に移転してしまうのです。市内総生産に対する分配所得の歩留り率を見ますと、四日市は約70%なのに隣の桑名市は90%あります。鈴鹿も80%くらいという形で、せっかく生産された富が市外流出してしまう。

もう一つは企業所得に比べて勤労者の受け取る所得が低いということがあります。これ

は1人当たり計算しますから失業者が増えているとか、とくに最近外国人労働者がかなり増えてきていることが左右しているのではないかと考えられます。因みに、2001年と2004年をとってこの間の分配所得がどう推移したのかを見ると、全体の増加を100としてどこで増えているかと言いますと、企業所得が約8割を占め、雇用者報酬は26.5%です。合わせると100になりませんが、財産所得がマイナスなんです。バブルが崩壊してしまって資産価格が落ちてしまったため、所得が実質減になりまして合わせて100になるというわけです。

それで企業所得の中を見ると、民間法人企業の増加企業率は3分の1弱に対して、農家を含む個人企業が41%を占めているんです。2000年代初頭の四日市経済を支えていたのは14,000存在していた中小企業や5000あった農家だと言えます。コンビナートの役割はこういった形でかなり小さくなっていることが分かるかと思います。

次の現状分析は産業政策の問題です。

四日市は1930年代から一貫して重工業を誘致して人口を増やそうとしてきたわけですが、いまも続いています。たまたま今年7月に政府が「企業立地促進法」という新しい法律を策定しました。立地してくれる企業を優遇しようという法律をまたも作ったわけですが、この第一号指定地の一つとして四日市地域が指定されました。そして、三重県も臨海部の産業立地に重点を置く政策を戦後ずっととってきました。逆に、地域経済を実際に担っている地場の中小企業や農家に対する政策はかなり弱いものになっています。さらに、農山村の農林業と臨海部の産業を連携させるという政策はこれまでなかった。これらが四日市の産業後退を引き起こす一つの原因ではないかと思われる。

そのうえでどういう政策が考えられるのか。

まずは県レベルでの政策を提言しました。三重県は企業立地こそが地域発展の原点だということで、とくにシャープの亀山工場など有名ですが、実は60億円近くの補助金を用意して、地域の税収をアップしようという政策を続けてきたわけですが、それが地域にうまく貢献しているかと言いますと、していません。これは歴史的に証明されています。こういう政策をまず転換する必要があるのではないかと。とくに、分析のところで佐無田先生（金沢大学）が強調されていますが、科学技術振興政策をやってきてくれる企業の御用聞き的な研究開発をする。そのための研究機関の統合とか事業展開が行われてきているが、これを見直すことが必要です。それから、現在、「クリスタルバレー構想」という、いわゆる先端産業的なものを育成しようという政策が行われているのですが、やはりこれもほとんどが外の大企業で、ごく一部地元の製薬業などがありますが、脇役的な存在にしかすぎません。地元企業主体の政策に転換すべきではないのかというのが県レベルの提案であります。

一方、市のほうの産業政策では四日市市内の中にあるさまざまな産業と地域をつなぐ地域内経済循環を高める政策に転換していく必要があるのではないかと。これまでの企業立地を優先しようとする考え方での経済政策を転換する必要があります。では、どういうところ

に政策対象をもっていくべきなのかということですが、現に四日市地域経済を担っているのは1万数千の中小企業と5000の農家、こういう経済主体に焦点を当てながらその経済力を高めていく政策に切り換える必要があるのではないかというのが二点目です。

次に、人々の暮らしと自然環境との共生を保障できる地域経済政策を構築する必要があるということです。

山から海にいたる多様な自然やさまざまな資源が実は賦存しています。私は四日市市の仕事を十数年やってきましたが、四日市の歴史を紐解きますと、当初は三重紡績、後の東洋紡績を興した伊藤伝七の親戚である伊藤小左衛門という人がいたりとか、かなり企業家精神の旺盛な地域なんです。そういう内発的な事業の展開を培養していくことこそが重要なポイントですし、資源をつなぎながら農山村部と臨海部との産業連関を作っていくという戦略が必要であることと、もう一つ、高齢化という問題が各地域ごとに不均等に進んでいるということはさきほど触れましたが、高齢化が進んでいる地域に住み続けることが出来るようなコミュニティビジネス-商業、流通、交通関係を含めた工夫が必要ではないかと言えます。

そして、いまのところともかぶりますが、臨海市街地と農林地帯というものの経済、資源循環を繋ぐということと考えられることとして、歴史的には先ほども申し上げました菜の花畑が広がっていて、その菜の花から食用油を抽出して、絞ったあとのかすを土地に返していくという形で土地の豊度を高めていく。こういう産業の仕方の展開を明治、大正の時代にやってきたわけです。これが一気に崩れたのがコンビナートが出来てからなんです。いま、農村部で耕作放棄地が広がってきています。耕作放棄地の拡大を防ぐためにも環境保全型の商品を作ったり、景観を作っていくという点においても現代版の菜の花の再生を臨海部と農村部をつなぎながらやっていくということも一つの方策ではないかと思います。

もう一つは、地域内の産業連関を強めるために中小企業、農家への支援制度を体系的に整備するということが求められています。実は、蛸が舞っているという、四日市市が合併した旧楠町になかなかの優良企業があります。「(株)宮崎本店」という酒屋さんです。地域貢献を社是としています。地域で出来るお米や水を使い、雇用を確保しながらいい商品を作っていくという展開を図ってきました。そういう中小企業がたくさんあります。こういう企業をしっかり支援していく政策が必要です。

もう一つは、コンビナートに立地している企業、あるいは内陸部に東芝をはじめとする巨大企業の分工場が存在している。それらがどれだけ地域経済に波及効果をもたらしているかというとは実はそれほどでもないんです。あるいは、大型店のジャスコ。イオングループの発祥の地です。こういう大型店が地域の資源、生産をしっかりと活用する。雇用をしっかりと作るなどの地域貢献を求めて行く。これをリンケージと表現していますが、これを強める必要があります。全国的に見ればすでに中小企業振興基本条例を定めて、大企業の役割を明記している自治体がふえてきています。最初が大阪の八尾市です。大企業のコクヨが工場の閉鎖を決めたとき、条例により撤回を求め、やむをえない場合は、せめて雇用

や取引先を確保して欲しいとの要求に対し、この条例によって 15 人の障害者の雇用が守られたという実績があります。千葉県ではイオングループに焦点を当てたと言われていますが、地域貢献を大企業に求める根拠法としてこれを活用していこうというような条例が生まれています。

これを四日市もつくりながら企業の努力、行政のコントロール、そういうものをサポートする住民の運動などを組み合わせて地域経済の再生を進めていくべきではないかと考えます。

さらには、あとの遠藤先生の都市計画・都市づくりの話とかぶりますが、四日市は中心市街地がかなり空洞化してきています。四日市の場合かなり古い時代からニュータウンが形成されて、そのあたりが一気に高齢化する段階にこようとしています。ニュータウンのオールドタウン化問題が出てきている。そこで福祉居住政策のような産業政策と福祉政策を詰めていく必要があると思うのですが、四日市の場合、

すでに地区市民センターなどが一つの基盤とし地域組織がかなりあるので、こういうところを拠点にしなが、狭くなっていく高齢者の生活範囲でもしっかり生活できる町にするための施策展開も必要だと言うことを最後に報告とさせていただきます。

【提言発表 4】 遠藤宏一（行財政部会・南山大学教授）

ここでは 95 ページ以降をご説明します。

四日市は都市と農村が共存しているので、都市計画と農村計画を両立させなければいけないという二律背反的な課題を抱えているという問題があります。いま、岡田先生がルル説明されましたが、それぞれ特徴のある地域をどのようにして地域づくりしていくかが課題であり、しかも、それぞれをどういうように一つにまとめ、いわば都市農村共生ということを中心に考える、あるいはそれが本当に実行できたら一つのモデルにもなる都市だとも言えるわけです。そういう課題があることをまず強調しておきたいと思います。

我々の分析としては、四日市は「分散型広域都市」というように位置づけましたが、都市計画のマスタープランでは四日市を「都市活用ゾーン」と「自然共生ゾーン」とに分けて考えていくという考え方を提示してあります。そして、これをどう実態化していくかが課題です。岡田先生指摘のように、都心部の再開発、中心市街地の人口をいかに増やし、しかも商店街を活性化させるかが課題ですし、95 ページ以降で地元の豊福祐二先生（三重大学人文学部准教授）が詳しく分析されていますのでお読み下さい。とくに強調しておきたいのは、96 ページで「港」を活かすまちづくり計画を推進することを提案させていただいてますが、「港がキーワード」という認識は市当局も認識されて、港をキーワードにした総合計画と言っているわけですから、問題はそれが具体的に実行されていくかどうかということだと思います。

そして、すぐにも取り組んで欲しいことは「四日市中心市街地活性化基本計画」なるも

のがあるのですが、その中で中心市街地の骨格形成として、中央道路シンボル軸として、港まで延伸して、そこを一つの機軸として考えるとのことですが、いかんせん車社会の発想にとらわれすぎている。そうではなく、既存の市街地が連なっている旧港史跡から本町通り、諏訪新宿を経て旧東海道から近鉄四日市に歩いて至る動線（いまは環境軸という位置づけ）を中心軸にするべきでないのかという具体的な提案もあります。

もう一つは共同生活文化としても重要な農村域の産業環境とか景観の維持保全です。自然共生ゾーンに入れられているわけですが、ヒアリングでも農業や農村を残したいと言っても、担い手がいない後継者問題が深刻で、頭を悩ませているわけです。景観の維持保全なども農業農村政策とか労働政策と合わせた政策統合を考えていかなければならない。縦割り行政では弊害が出ると考えます。

次は、いわゆる「コンパクト・タウン」ですが、四日市の場合、とくに地域構成に合わせてコンパクト・タウンづくりを目指したほうがいいのではないか、というコメントです。臨海部・都心や西部丘陵地、後背農山村地域で多様性、不均等性が目立ちます。それぞれの地域特性にあわせた町づくり・村づくりが必要だろうということです。これも四日市が進めています都市計画のマスタープランで、「地域・地区構想づくり」の推進が掲げられていて、実際に進められていますが、まだ十分に市民に浸透してなく、住民主体で作り上げていくという仕掛けづくりがまだうまくいっていません。例えば「まちづくりスタッフ」などをつくり派遣してみてもいいのではないかと提案もされています。こういうコンパクト・タウン構想も考える必要があるのではないかとこの提案です。

それと関係しますが、いわゆる都市内分権と地域自治組織制度を作って住民自治を強化するという視点が大事です。地域自治組織とは合併の合意取り付けのためにつくられた側面もあるのですが、それを逆手にとって住民参加の町づくりや村づくりの基軸にできないだろうかということが考えられています。四日市市はこのへんを真剣に考えたほうがいいのではないかと提案しています。とくに地域自治組織は新地方自治法による地域自治区の制度の導入を考えたらどうかと考えました。合併した旧楠町については総合支所が作られましたが、それも改組した上で市内 23 ヲ所の地区市民センターに抜本的な改組、権限拡充を行って、当面そこをとっかかりにして、地域振興、まちづくりなどに動けばいい。あるいはまちづくり予算も移すことも考えられたほうがいいのではないのでしょうか。「地域協議会」も新潟県上越市のように準公選制の導入なども検討されたいと思います。

もうひとつは、< F E C の地域内自給自足（圏）の形成 > です。これは内橋克人さんが著書『もうひとつの日本は可能だ』で、これからの日本の再構成を提案されていますが、私はこれは地域でこそ重要だと思っています。いわゆる四日市のように都市と農村が混在している地域では、地域内産業や環境循環を考えるうえで四日市はモデルになる可能性を秘めている。少なくとも足元の地域から、食糧・エネルギー・人を慈しむ（F E C）の自給内自足圏の確立。結局、食糧という問題は地球環境時代に非常に大きな課題になるのは眼に見えておりますが、同時にエネルギーもそうです。さらに、いわゆるケア、地域福祉も

そうです。少なくともこういったものは他の地域が地震で駄目になっても四日市はもったよ、と言えるような理念を掲げて追求されていてもいいのではないかと思います。そういう意味で、都市と農村は、例えば食糧は地産地消と言われてるような仕組みを四日市の中につくるといったことをぜひ構想し、実行していただきたいと考えます。以上が都市計画や地域計画にかかわるところで、都市内分権、行財政制度の話も踏み込んであります。

98 ページからは「行政は独自にコンビナート・臨海部の総合政策を持つ」ということで、独自政策をきちんと持つべきだという提案です。コンビナートは防災を企業にまかされているとか、遊休地などの未利用地の実態がわからないとか、企業との情報交換は始まったものの、四日市石油化学コンビナートは第一章でも書きましたが、発端は国策、旧海軍燃料廠の払い下げ問題から始まったのです。しかし、その後は実はなしくづし的に海岸を埋め立て、拡大してきたわけです。その点では水島とか堺泉北などは県が主体になって開発計画を立てて、それでああいう問題を起したところと大きな違いがあるのは、コンビナート地域というのは行政の側から見ると、ブラックボックスになっています。今日まで三重県、四日市市、四日市港管理組合のどこも自らが開発主体であり、責任主体であるという認識をほとんど持ってこなかったと言い切ってもいいと思います。似たようなところには名古屋南部コンビナートがそうで、ここも名古屋港管理組合をつくっているのですが、ここに行っても県と市のどこに行っても何が起っているのか実態が全然つかめません。これまで2度ほど調査をしましたが、他のコンビナート調査とまったく違う経験をしました。こういう状況は克服しなければなりません。そのためには異論が出るでしょうが、やはり、四日市市がコンビナート開発の責任主体になり、政策を持つべきであります。歴史的にたどっても戦前から大四日市構想というのがはじまっていまして、四日市の地方政治的な位置をふくめて、例えば三重県の政治行政の中で四日市というのは大きな比重を占めているところですので、基本的にコンビナート形成の開発責任を持っているだろうと思うわけです。ましてや中核市に移行すれば廃棄物、環境行政、都市計画行政の多くの権限が移行するわけだし、コンビナート対策や環境再生事業に対して第一次責任主体としての自覚が必要です。

そういう観点から、以下のように具体的にご提案したいのですが、一つは、四日市コンビナートや臨海部地区の現状と計画の実態把握と情報公開が必要です。たとえば水島は報告書を毎年きちんと出されています。三重県も四日市もこういうものは出していません。こういうことがまず出発点だと思います。

第二は、その上で企業の臨海地、遊休地、未利用地の実態を把握して、都市計画の中に組み込むようなまちづくりが大切と考えます。

四日市港の管理主体についてですが、さきほども触れましたように、「沿岸域」という新しい概念の提案がありますから、いわゆる臨海部というだけでなく沿岸域として水際線をはさみ、海と陸にまたがり一体的に扱われるべき空間という視点で港湾計画や都市計画を総合的に考えてみる必要があります。

そして、もう一つは四日市は財政負担の問題から四日市港管理組合を重荷に感じているという実態が分かってきました。できれば撤退まではできないまでも、財政負担は県にもってもらおうと思っているようですが、きちっと責任主体として四日市港のまちづくりとか環境再生の視点から再生をどうするか考えるべきで、実質的な関与を弱めてはまずいのではないかというのが我々の提案です。

もう一つは<高松海岸・干潟の自然環境保全>の問題です。これは、ここ数年間で感じたことですが、この問題に対する市民の関心はあまり高くなく、それよりも、スーパー中核港湾に指定されたことのほうが大歓迎というニュアンスのほうが強かったように思われます。つまり、保全運動をしている方々が多少孤立していた傾向があります。しかし、ここが無くなるとどうなるか？ この問題に取り組んでおられるグループが出されたピラのコピーを46ページに入れさせてもらいましたが、海の環境再生をするならまず、今残っている所からちゃんと残すことから始めることが重要だと思います。これからの町づくりの中で、こういうしっかりした取り組みが行われているところに関心をはらって、しっかり広げていくということが必要です。

次に財政問題です。

まちづくり・環境再生はお金がいります。四日市は下水道などいろんな問題をかかえています、「都市環境再生基金」なるものを創設してはどうかという提案です。これは、ある意味で実現性の高いものと考えます。

具体的には、コンビナート企業に対する超過課税の実施、人口30万を超えたことによる事業所税の収入が特例で5年先ではありますが30億円見込まれます。市税収入の5%という大きな財源です。こういうものをちゃんと環境再生まちづくり資金にあてる。これは目的税であり都市環境整備のために使うことになっているのでちゃんと活用できるように今から考えておくべきです。中核市への移行にともない、県が実施してきました産業廃棄物税が導入されますから、三重県がやってる産業廃棄物税などは四日市市税として独自に構想されてもいいのではないかと提案です。

都市再生事業と主体形成の提案です。

都市自治の確立とコミュニティ再生では、一般的な呼びかけとして提案していますが、ここでは時間の関係で触れません。ただ、強調しておきたいのは、今回を契機に「四日市まちづくり市民会議」が作られたことは大変喜ばしいことです。3年間かけてきた検討委員会のなかから地元を中心として出来ました。この市民会議が今後のまちづくりの軸として大きく展開していただきたいという期待を書きました。その場合、たとえば行政に働きかけたり、経済界にも呼びかけるのが大切です。市役所の労働組合や教職員組織との連携も大事です。

とくに申し上げたいのは、102ページに書きました<全国に、そして世界に開かれた運動と取り組み>ということです。四日市の環境再生、都市再生は単に地元の問題ではありません。目下、川崎や水島や西淀川などのようにいろいろな取り組みをしているところに

とどまらず、四日市での取り組みの成否は同じように取り組んでいるところに示唆を与えるんだという自覚をもっていただきたい。そして、この提案には若い世代が沢山参加してくれています。ぜひこの若い世代との交流を深めたり、交流を大切に活かしていただきたいということです。

そして、最後に<「四日市学」の確立について>です。

公害を知らない世代、語り部の高齢化問題などありますが、その中で「四日市学」は104ページで触れましたように3つの視点が必要と考えます。すなわち、「公害問題は被害に始まってその全面救済、健康の復元がなければ完結しないわけですから、この視点を欠いては四日市学は成り立たない」ということが第一です。第二に「公害は政治経済の社会システムの問題。単なる公害防止技術だけではなく市民の運動などがあるはじめて克服できるということをアジア諸国にも伝えねばならない」ということです。そして三点目が「都市、地域を全体として総括して、都市再生などに知的参加をしていく環境教育を育まなければ四日市学は成立しないだろう」ということです。

ぜひともこの地域から真の四日市学が出来上がっていくことを期待し、今回我々がまとめた『提言』が具体的に都市再生への一歩となり、四日市の方々に少しでもお役に立てば、この報告書作成に携わったすべてのものにとってこの上ない喜びです。

5) パネル討論(難波田隆雄氏/みずしま財団・藤江徹氏/あおぞら財団・中井誠氏/名古屋南部地域再生センター・澤井余志郎氏/四日市再生「公害市民塾」・中浜隆司/四日市市職員労働組合連合会書記長)

【パネル討論 1】 藤江 徹 (大阪市西淀川/あおぞら財団)

大阪の西淀川区からきました「公害再生センター」通称「あおぞら財団」の藤江です。自己紹介と『提言』を読んだ意見が求められましたのでお話しします。

四日市公害判決35周年ということですが、私も今年35歳です。生まれたときにあった出来事として、聞いていました。

まず、「あおぞら財団」についてご説明します。

あおぞら財団は大阪の西淀川区、兵庫県との県境になりますが、そこで78年に提訴された大阪西淀川大気汚染公害裁判で、工場からの排煙と国道43号線を通る車からの排気ガスが主な原因であった大気汚染裁判の和解金で出来た財団です。96年の9月に出来まして、去年で10年を迎えました。なにをするところかと申しますと、通称の通り原告の被害者の人たちが子供たちに青い空を手渡したい、そのために地域の環境再生を進め、何かを残したいということで設立され、それに関することをいろいろとやっています。

一つは、公害のないまちづくりです。地域をもう一度見直して、悪いところを改善する。

また、交通問題があるところですので、環境をよくするために提言をつくったり、エコドライブということでトラックの事業者さんと一緒に、環境にやさしい運転をドライバーさんに呼びかけたり、手近なところからいこうということで町の自転車マップをつくるとか、その他イベントなどにも参加して、出来ることを模索しながらいろいろなことをやっています。

公害の経験を伝えることにも力を入れています。患者さんたちに学校や図書館などで子供たちに伝える場で、こういうことがあったとかを伝えたりしています。去年は、「西淀川環境資料館」をつくりました。公害があったことをしっかり次の世代に伝えたいという思いから、その当時の資料や裁判の資料など、出来るだけ残していきたいという思いからつくりました。そのほか公害に限らず、いろいろな地域のことを残していこうとしています。

そして、「自然や環境について学ぶ」ということで、環境学習をやったりもしています。子供たちとカプセルを街中に配置して大気汚染の測定をしたり、鳥の観察、せみの抜け殻調査、自然観察を一緒にやったりして、自然の大切さや環境を見る力を養ったりしています。

それでもなかなか、公害の話が子供たちに伝わらない問題があります。現に、私は大阪生まれですが、四日市の喘息のことは学校で習いましたが、大阪の西淀川のことは勉強してません。同じようなことが今の子供たちにもあって、それをどうやって子供たちに伝えようかというなかで、西淀川の公害の歴史の教材を作ったりしています。そのときに、ただ公害と言うのではなく、みんなが買い物に行くときにどういう行動をしているかとか、買い物ができるまでの物の流れをフードマイレージで示して、具体的に教材にしたりしています。

公害患者の生きがいづくりとしては、先ほど除本さんのお話にもありましたように、患者さんの数は大阪市内で8800人、区内で1200人前後いらっしゃいます。こうした方々が高齢化するなかで、ゆっくり出来る場所を作ろうと、「あおぞら苑」というデイケア施設をつくっています。これは患者さんだけではなく、地域の方々もこられて周辺の地域の施設として使われています。

それと、日々を楽に過ごしてもらおうよう呼吸器リハビリのような、通院しながらよりよい治療を自分でつくっていけるような調査などもしています。

“みんなとつながる”ということで国際交流もあります。公害の経験を伝えるために、たとえば韓国から司法修習生が視察にきて、こういう風にしてきましたよというようなことを伝えたりしています。

以上が私たちが日々やっていることですが、次に『提言』を受けて思うのは、こういうことを目指してやるという意気込み、アイデアがすごいと思いました。ただ、これを誰が、どうやって実行するんだということで、私たちも勉強させていただきたいと思いますが、苦勞、苦心しています。

やはり、北島さんが冒頭で言われた地域の伝統行事を復活させるとか、地域自治のよう

なものをつくっていくことが大事ではないかなと、常日頃やるなかでいつも感じています。それとあわせて、産業構造の変化とか都市と農村の共生のような広い視点から見て同時に進められればいいなと思いますが、なかなかうまくいかないなあというのが実感です。きょうもお話を聞く中で、一緒にやっていけることがあればいいなと思いました。

最後に宣伝ですが、私ども最近、交通問題についてどうしていったらいいかの「提言集」をつくりました。ご覧いただけたらと思います。

「あおぞら財団」ホームページ <http://www.aozora.or.jp/>

【パネル討論 2】 難波田隆雄（倉敷市/みずしま財団）

財団法人「水島地域環境再生財団」、通称「みずしま財団」で研究員をしております、難波田です。

「みずしま財団」には私を含めまして4名の研究員がいます。だいたい同年代なんですけど、本日は一番若い私がパネリストとして参加させていただいております。このような記念すべき集いにお招きいただきましてありがとうございます。

水島の取り組みと、四日市で作成された政策提言書についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、水島地区の環境再生ならびにまちづくりについてお話します。お配りしている水島財団のパンフレットを参照しながら説明させていただきます。これをご覧いただければ「水島」のことはすぐお分かりいただけます。

まず「水島ってどんなところ？」です。

ここには地図で水島の場所が示されてあります。岡山県の県南、倉敷市に水島地域があります。その下の写真は、水島がかつて農漁村地帯であったことがわかると思います。右のページには、大規模コンビナート開発が行われたことがわかると思いますが、自然環境豊かな農漁村に外から大規模なコンビナートが来た、大規模な工場を誘致したという点では四日市と共通しているのではないかということをお話しておきたいと思います。

そして、四日市と同様に大気汚染公害が起り、そして裁判があり勝訴して、1996年に和解が成立し、和解金の一部を基金にしまして、水島地域の公害地域の環境再生まちづくりを進めていく上での拠点として「みずしま財団」が2000年に設立されましたというヒストリーを簡潔にまとめています。

次に活動内容「こんなことをしています」です。

大きく4つの柱にわかれています。

<調べる> 現状把握をするための調査をしています。

<学ぶ> 市民のみなさんと公害や環境、まちづくりについて学ぶ機会や場を提供しています。

<残す・伝える・支える> 公害経験を継承していくとともに、公害被害者についても

ケアをしていくということで、療養支援なども行っています。

<作る> まちづくりのコーディネーターを担おうということで、人と人とのつながり、人と組織のつながりなどをつくっていきこうという活動をしています。

つづきまして、四日市環境再生まちづくりプランの『政策提言書』についてコメントさせていただきます。

この『提言』をいただいて、「みずしま財団」の関係者でいろいろ議論しました。その中でいくつか出された意見を紹介します。

一つは農業・漁業・林業などの一次産業などの視点が弱いのではないか、という意見が出ました。また、医療従事者からは公害被害者の実態についてまとめているところがありました。また、おおむね方向はいいのですが、一部、これまで自分が研究した結果から言えば、少し補足が必要などころがあるということでした。医学的な調査、医学的なデータによって補足すればよりよくなるのではないかという指摘です。これは水島で公害病死亡患者の遡及調査を行ったんですが、そういうデータなどで補足していくと実態がよりクリアになるのではないかという意見もありましたことを報告させていただきます。

ほかにもいろいろ意見が出たのですが、いちばん強調したいのは、この政策提言報告書をいかに広げていくかということだと思います。具体的な政策提言が入っていて我々も大いに参考にさせていただこうと思っているのですが、環境再生やまちづくりの実践において、活用しなければもったいないと思っています。

そこで、水島ではどのように広げているかをご紹介します。

一つは「みずしま財団」が設立される前に、企業と公害患者さんが和解する前に一つのマップを作りました。まちづくり再生のマップです。再生イメージを地図上にプロットしているものです。まちづくりを進めていく上で内部で再生のイメージを共通認識するとともに、外部にもわかりやすくするための工夫です。再生マップは夢のあるもので、議論が活発になるものだと思います。

こういうものが、財団設立前にはつくられていました。設立後は、「みずしま財団」には“広報3部作”というものがあります。一つは、水島地域の再生のためにと題した「現状と課題」です。これは報告書なのですが、水島地域の現状と課題を分析して、そこから将来展望を描いたものです。これは今回の四日市の『提言』に近いものです。これをどう活用しているかという、行政との対話ツールとしての役割を持っています。

現在、倉敷市ではまちづくりの計画を策定していますが、それらと「みずしま財団」の考える将来展望を突き合わせるかっこうで行政と意見交換会などもしています。ただ、これが文章ばかりで市民の人たちにはとっつきにくい面がありますので、水島のまちづくり懇談会を開催して、それぞれのテーマごとに難しい内容をわかりやすく噛み砕いて市民の皆さんとも一緒に水島のまちづくりを考えています。

二つ目はパンフレットです。これは市民のみなさんに、「みずしま財団」はどういう団体で、なにをしているのかを分っていただくためのものです。その中に「こんな水島になっ

たらしいな」というページがあります。これは先ほどの現状と課題から導かれた将来展望をイラストで描いています。分りやすく提案しています。内部の再生イメージを共通イメージとして分りやすく共有するというメリットと、外部の方にもかかわっていただけるのではないかなと思っています。次のページには「いっしょにしませんか?」ということで、さまざまな形での参加を呼びかけています。

三つ目は「写真集水島」ということでビジュアル面から写真集で水島の再生イメージを伝えていこうとしています。

水島ではこういうやり方ですが、今回の四日市の『提言』が非常にいいものなので、とにかく分りやすく、多方面に伝わればいいなと思います。四日市のやり方で広めていただきたいと思っておりますが、やはりそのためのコーディネーターが必要で、「四日市まちづくり市民会議」がコーディネーター役を担ってほしいと期待するとともにエールを送りたいと思います。

「みずしま財団」ホームページ <http://www.mizushima-f.or.jp/>

【パネル討論 3】 中井 誠（名古屋南部地域再生センター）

「NPO 法人名古屋南部地域再生センター」、通称「名古屋あおぞらセンター」で事務局長をしている中井誠と申します。

お配りした資料は「あおぞらだより」「愛知県にひろがる菜の花エコプロジェクト」「ちよいエコ市民になってみや」です。「あおぞらセンター」は5年前に裁判の和解金を活用して設立したNPO法人です。今のところ専従は私一人です。

活動の柱は二本です。

一つ目は調査研究事業です。公害患者さんの聞き取り調査を日本福祉大学の牧洋子教授のゼミ生と一緒にしています。昨年は約60名の方の聞き取り調査を行いました。主体は学生さんで、私が患者さんのセッティングをして、学生さんが2~3人でお話を聞いてきてくれます。大体1時間~1時間半の行程です。牧ゼミナールの学生さんは基本的にケースワーカーの卵で、これからさまざまな患者さんたちのお話を聞いて仕事としていく方たちです。患者さんと直接ふれあえることがためになるそうです。

学生さんが直接患者さんに聞き取り調査を行う目的としては、公害を知らない世代が公害の体験を一つ一つ時間をかけて聞くことにより、今の患者さんの生活に必要なものを導き出す資料になりますし、名古屋南部の活動のための資料にしていくということです。きょう、この会場にもたくさんの牧ゼミナールの学生さんが来ています（拍手）。

今年は聞き取り調査も継続しますが、公害裁判を支えた人たちから話を伺おうと思っています。すでに弁護士、医師、市民活動家のみなさんからお話を聞き終えています。それぞれ大変専門的なお話を伺っております。たとえば弁護士の先生方からは裁判でどのように勝訴に導いたかとか、医師の方々からは認定疾病の種類とか、どういう特徴がある

のかなど、さらに活動家のみなさんからは健康被害補償法関連の話の伺い、公害患者のみなさんのお話とは一味違った学習する視点が学べていると学生さんたちは感想を述べてくれています。公害裁判を支えた人々はどういう経緯で公害に立ち向かっていったのかなどに重点を置いて話していただけるよう先生方にはお願いしています。

で、問題はこれらの貴重なお話をどこに繋げるかということですが、現在、名古屋市内の幼稚園、小・中学校での喘息の被患率が大変高くなっています。したがって、歴史を学ぶことによって、増えている状況をどのように分析するかということについて、専門家の意見を求めながらどういう因果関係があって、どう対処すべきなのかなどの提言をまとめることを考えています。

もう一つの柱は地域再生事業です。

「菜の花エコプロジェクト」についてはさきほど岡田先生が四日市における菜の花栽培の復活についてお話しされましたが、愛知県では多くの団体が「菜の花エコプロジェクト」で活動しています。その方々から原風景の話の伺いますと、名古屋南部でも昔は菜の花の栽培が盛んだったということをよく聞きます。米の裏作で作られていたらしいです。長島町には「菜花の里」という植物園もあります。

なぜ菜の花プロジェクトに参加しようと考えた経緯ですが、患者さんたちがBDF（バイオ・ディーゼル・フュエル）で走るディーゼル車の試乗会に行ったんですね。そうしたら、てんぷら油の匂いがしてきて黒煙も少ない。患者さんたちが車のマフラーに近寄って「天ぷらの匂いがする」と言って、興味を持ったのを見て、メンタル的に与える印象も公害患者さんには違ってくるものだなと実感したんです。

そのほか地産地消がとても重要だと思っており、愛知県の場合、都市部と農山村部はかなり離れてしまっていて、それを結んで製品や商品を運搬するのは相当困難なんです。四日市の場合、その間の距離が短く、実現は可能かと思えますし、周辺で出来た農作物などを中心市街地などで出来た空き店舗などをうまく活用して販売することで、過疎化、高齢化が進む地域に安全で美味しい地元で出来たものを味わってもらえることが出来ると思えます。簡単ですが、ここは以上にさせていただきます。

「名古屋あおぞらセンター」ホームページ <http://www16.ocn.ne.jp/~nac-04/>

【フロアから 1】 松 光子（尼崎公害患者家族の会）

「尼崎公害患者家族の会」から来ました松と申します。

私どもはNPOでも財団でもなく、任意団体として「南部再生研究室」を立ち上げています。そこで疲弊している尼崎のまちをどう生かすかというまちづくりに取り組んでいます。

私たち患者会としては、患者さんたちの昔からの思いである「尼芋」を復活させるため、裁判中でしたが1996年から取り組んできています。尼崎には運河を活かしたまちづくり

をとということで、マップもつくりました。きょう、みなさんにお配りしたかったのですが、1万枚つくったのが人気がありましてもう100部くらいしか残っていません（笑い）。

それらがいま、一つずつ復活しはじめています。「尼芋」が復活しました。先日は、冬場国土交通大臣がお見えになりまして、「尼崎にはいい運河がたくさんある。これを活かさない手はない」と言われて、「運河プロジェクト」をつくってくださいました。そして、尼崎にはもはや海はありませんので、せめて川べりだけでもということで、市民の憩いの場をつくってもらいました。こういうふうに、マップをつくった1996年以降、掲げたものが一つずつ出来あがってきています。私たちが取り組んだときは本当に小さなことでしたが、いまになって大きな花になり、喜んでいきます。

それと同時に尼崎は震災を受けて工場群がなくなってしまいました。その広大な土地の半分がスポーツセンターや「21世紀の森構想」の場になっていて、残り半分は流通の会社とか、松下グループの煙突のない会社がきています（笑い）。

私たちが国や道路公団などと闘っている自動車公害をなくす運動と、同時に尼崎をいかに活性化し、せめて尼崎の南部だけでも再生していこうと考えて、患者さんと南部再生運動をしている若い人たちとまちづくりを同時進行でやっています。そういう動きがあることをフロアから申し上げました。

【フロアから 2】 森 裕之（立命館大学准教授）

尼崎に関連したことを少し補足させていただきます。

四日市市とは日本の中で有数の行革先進地なんですね。この間、かなり財政規模を縮小してきて、外からでは分からない労働強化や組織の締め付けなどがあると思います。

先日、アスベストの問題で宮本憲一先生と尼崎市へ行ってトップの方からアスベスト問題への取り組みを聞いたところ、あれだけ人類史上最大の社会的災害と言われているのに、組織としての対応はまったくできてないんですね。なぜかという、行政改革が粛々と進められ、人は削られ、保健所は統合され、おまけにああいう事件が起きると、環境省や厚生労働省からエース級の市役所職員がひっぱられるんです。ますます少ない人員で対応せざるを得ないわけです。もう、ほとんど悲鳴に近い声を聞いてきました。そこで思ったのですが、やはり市役所自体の態勢がきちっととれないと、環境の再生などの問題にはほとんど対応しきれないということを実感してきました。

そこで、今回我々が提案させていただいた「都市環境再生基金」というのは、そういった意味合いをかなり込めたものなんです。単に、基金をつくって公害の再生の財源にするということではなく、行政としてそれを担う態勢づくりの強化、さらに四日市は地区の組織が強く、地区市民センターも23もあって、一定の成果も出てきています。しかし、行政は財源の負担が大きいので減らそうとしています。そういった地域のもっている資源と行政を結びつける象徴的な意味を込めた基金をつくるべきだという提案なんです。

さきほどからも様々な財団の話がありますが、四日市もつくってみたらどうかという提案でもあるわけです。具体的な財源をどうするかは実際には難しく、たとえば責任ある企業にどう負担させるかというようなことも検討したのですが、実は日本の租税原則自体がそういった問題に対応していないんです。したがって、非常に知恵の要る話ではあるんですが、技術的な問題を乗り越える中で、四日市がそういった環境再生のモデルになるような取り組みをしていただいてもよいのではないかと思います。

【フロアから 3】 谷 洋一（水俣病患者互助会事務局長）

水俣からまいりました水俣病患者互助会事務局の谷と申します。

水俣の場合、公害訴訟一次判決から 34 年がたっています。今でも 17000 人の人たちが新たに水俣病の申請もしくは医療手帳の申請をしている状況です。十数年前には水俣の環境再生まちづくりということが水俣病の全面解決を受けて言われたわけですが、残念ながらそれがうまくいったとは言えない状況にあります。それは、水俣病の被害の全体像というものを十分に把握できていなかったことと、一番大事な点は被害者といいますが、当時、水俣病で一番深刻な被害を受けた人たちの声、その人たちの暮らし、その人たちが安心して暮らしていける地域社会をつくろうというよりも、水俣病が終わって、水俣のまちづくり、再生にあまりにも力を入れすぎた点に問題があったのではないかと思います。そういう中で、被害者に目を向けて被害者が安心できるまちづくりについてたくさん提言されていることは大変有意義なものだと言えますし、きょうの『提言』は私たちがこれから水俣で活動してく上でも非常に示唆に富んだものがあると思います。

そこで質問です。被害者の問題で 1988 年に公害指定地域の解除ということで被害者の認定が行われていませんが、いま、実際に被害者の方は公害あるいは被害がなくなったと理解されているのでしょうか？ それとも被害はまだあるが行政のやり方によって被害がないとされているという認識をおもちなのでしょうか？ 教えてください。

もう一つは、公害補償問題は非常に大きな問題のなかで合併症の問題が出ていましたが、公健法では特級、1 級、2 級、3 級と設定されていると思いますが、そういう場合、合併症などがどのように配慮されているのか、分かりましたら教えてください。

【講師のコメント 1】 除本理史

第一点目のお話しは、壇上の方たちにお答えいただいたほうが良いと思いますが、地域によって違いがある気がします。固定発生源系の大気汚染がひどくて、逆に人口がどんどん減ってきているような地域と、東京のような巨大都市の場合は排ガス汚染の影響が違いますので、患者さんがどう理解されるのかは地域によってかなり差があるように思います。

二点目ですが、ランク付けは障害補償費にかかわるものでして、今の段階では基本的に

は考慮されていると言っている自治体は半分くらいで、考慮していないという自治体が半分くらいというのがアンケートで出てきています。これは四日市の医師会の方が全国の認定審査会にとったものです。結局、運用は各自治体に任されているので、そこで運用に幅が出てきてしまっているわけです。これは合併症を考慮する方向で各自治体の方から問題提起して、国もちゃんとガイドラインを作っていくべきだと私たちは考えています。そして、これは患者さんたちや支援者の方々がどれだけこの問題に取り組んでいるかによって左右されていると言っても良いと思います。

【講師のコメント 2】 藤江 徹

被害者の方が被害がまだあると思っているかいないかということですが、大気の基準でいきますと、西淀川で言うところクリアはされていません。また病気が発生するレベルの大気汚染の濃度にあると認識しています。それをなんとかクリアすることが最低条件だと思いますし、未認定の患者さんがまだ非常にたくさんいらっしゃるということもわかっていますが、ただ詳細な人数までは把握できていません。

ただ、私どもで認定患者の数字を出すときは子供さんの医療補助の数値をそれに換えて、どれくらいと言ってますが、大阪でも子供の喘息の率が年々上がっていますし、治りにくくなっているため年齢も上がっています。そういう意味ではまだ公害はあると思いますし、ないから再生をしているわけではないと思います。

それから等級の話と合併症の話ですが、等級がどう変わるかは専門外で言えませんが、福祉の話で言いますと、介護制度を使った認定を受けるときにぜん息の患者さんだからと言って、それがなにか考慮されるかということ、そういうことではなくて、患者さんは昼間見た目はそう見えなくても夜中に発作が起こる患者さんもいらっしゃいますが、審査の時発作が起きてないと認定されにくいと聞いております。

【講師のコメント 3】 中井 誠

先ほどの補足にもなりますが、お手元に「青い空と健康」というパンフレットを配りましたが、これは公害病患者さんと家族のみなさんが作成して手配りしているものです。きょう、会場で胸と背中に青いゼッケンをつけている方々ですが、公害裁判が終わって、まちづくりだ。それじゃあNPOを立ち上げて、その職員さんに任せればいいのか？ それは違うよねということで、原告になったみなさんや原告にならなくても患者会で活動しているみなさんが問題意識をもって、公害はまだ終わっていないんだという視点から地域や隣の人、町内会に配ることによって、定期的に活動していることを印象づけるとともに、1対1の対話の中から理解を深めることを目指してやっておられますので紹介させていただきます。

【講師のコメント 4】 難波田隆雄

さきほど除本先生からもコメントがありましたように、固定発生源と移動発生源で、工場のほうからのものは大分減ってはきていますが、幹線道路が増えたためもありまして、移動発生源によって空気が悪くなっていますので大気汚染の分布が変わってきているのかなと思われまます。

ただ、ここ数年、光化学オキシダントの注意報がひんぱんに出ていまして、大気の状態明らかに悪くなっていますので、健康への影響は予断は許しません。我々は現状把握に努めて市のほうに影響調査するように申し入れています、市の腰は重いというのが実情です。

【フロアから 4】 豊福祐二（三重大学准教授）

私が今回、担当しましたのは『提言報告書』の 48 ページからのところですが、いま全国的に言われているのはコンパクト・シティということで、中心市街地にどれだけ公共的機能や人を集めてきて、どう活性化するか？ 商業の活性化だけでなく、居住機能もそこに集めていくか？ という話ですが、今回、中心的市街地を考える際、商業の現状がどうなっているのかということを含めて調査・分析する際に、四日市市の場合、毎年「買い物調査」というものをしていまして、データが蓄積されていました。それで、市街地全体を見たときに、そもそもいまの中心市街地に四日市市民は本当に買い物にきているのかがわからなかったのを調べたのですが、90 年には 10%の市民が買い物にきていたのが、2005 年になると劇的に減っていることが分かりました。とりわけ中心部の中小小売店のところはほとんどないという状態です。その動きは、近鉄四日市付近でも同様でした。

そこで思ったのは、確かに中心市街地を活性化しなければいけないのですが、中心市街地でも国道一号の JR 駅側は地元の人たち、しかも高齢化している人たちの食料品とか日常の買い物をする機能すら交替しているわけで、そういうところをきちんと充実させなければいけない、という話と、近鉄周辺はまだ他地域から買い物客がきているので、この 2 つのエリアを区別して考えなければいけないのではないかと、ということでした。

言い換えれば、中心市街地の活性化も大事ですが、高齢化は明らかに進むわけですから、そういう人たちが歩いていける、そういう人たちが安心して暮らせるまちづくりもこの際忘れてはいけない視点だと認識したことを付け加えておきたいと思います。

【事務局から】 寺西俊一（一橋大学教授）

この 3 年間で振り返りつつ、私なりのコメントを出させていただきます。

この四日市の環境再生まちづくりプラン検討委員会を 3 年前の 7 月の 24 日の判決の日に合わせてスタートさせ、以来、3 年間、調査研究活動と合わせて公開での市民講座・まちづくり講座を積み上げてきました。判決日の前後の節目ではきょうのようなアクセントをつけたシンポジウムを開いてきました。日本環境会議の関係者はこの四日市のプロジェクトに相当のエネルギーを注いでくれましたし、それなりに取り組んできたという自負があります。

実は日本環境会議は 60 年代に顕在化した、この四日市をはじめ水俣病やイタイイタイ病などの激しい公害に取り組んだ宮本先生を含む 7 人くらいの医学、法学、経済学、工学など先駆的な研究者が中心になり、1979 年に「日本環境会議」という組織を立ち上げ、重要な環境政策や公害問題への提言を中心にして取り組んできた経緯がありますが、時代が 21 世紀に切り換わる 1999 年から 2000 年のとき、川崎でちょうど発足 20 年の記念大会を迎えました。このときに、20 年取り組んできた全国の公害や環境破壊との闘いを踏まえ、21 世紀に向けて何をすべきか、中長期の戦略的な課題を議論しようということで、少し大きな議論をしました。その時に、日本は 20 世紀、アジアの中で大きな経済成長を遂げたわけですが、他方で深刻な公害被害を生み、深刻な全国的環境破壊をもたらしたという反省に立つと、次の 21 世紀にはその公害被害を全面的に救済し、それを踏まえて公害のない、より豊かな環境を再生していくことを目指す意味で、20 回大会の宣言文は“環境破壊の世紀から環境再生の世紀へ”というスローガンを掲げました。

では、環境再生とはなにに取り組むことかということで、スローガンを具体化するために「環境再生のための政策研究会」を 5 年続けました。その成果が、きょうの宮本先生の基調講演の参考文献の一つに挙げられている『地域再生の環境学』という形でまとまりました。その中で、川崎から環境再生の課題を我々は受け止めて、全体的な 21 世紀の共通課題として全国に提唱するというやってきたのですが、これを、より各論的に各地域でどう具体化するか、そういうときに、四日市から四日市公害判決 35 年という節目を受けて、四日市で環境再生の方向で取り組みたいということから「まちづくり市民会議」が発足するという経緯になっているわけです。

その中で、環境再生の今後のあり方とかビジョンとかが日本環境会議のここ 10 年くらいの取り組みの中でかなり明らかになってきました。それを政策提言という形で四日市に即して、若いメンバーも含めて具体化してもらいましたが、この政策提言は、四日市の課題を相当程度的確に指し示していると思います。

しかしながら、この 3 年、四日市に通った中で一貫して四日市の環境再生まちづくりにおける大きな課題は、これを受け止め、担っていく主体がまだまだないというか、少ないと言わざるを得ません。ここに集まってくださった顔ぶれを見ても外からきて、なんとか四日市の再生のために応援しようという人たちが目立ち、ここ四日市に住んでいる人たちで、この議論を受け止めてなんとかしようという人たちは少ないと残念ながらそう申し上げざるを得ません。きょう、パネル討論においていただいた若手の講師のような人たちが

この四日市にもぜひ欲しいですね。自分たちの四日市を少しでもいいまちにしようという若い担い手が出てこなければ、いくらよい議論をしても未来に繋がらないという思いがどうしても私の中には残ってしまいます。

残り時間が少ないですが、たとえばご存知、澤井余志郎さんのような人が一人でも二人でも出現することを含めて、きょう出された四日市環境再生まちづくりの担い手づくりをどうするのかを議論して、なんらかの展望を示していきたいと思います。

【フロアから 5】 榊枝正史（日本福祉大学学生）

日本福祉大学 4 年の学生です。公害問題の解決に少しでも役立ちたいという思いから、2 年ほど前から研究を続けています。生まれも育ちも四日市です。

ぼくはいまアスベスト問題を研究していますが、それを含めて続けて生きたいと思っていますが、正直なところ自分一人で何が出来るかという不安があります。自分としては、地元四日市に留まり、四日市の環境再生のために役に立ちたいと考えています。寺西先生からアドバイスをいただければと思います。

【事務局から】 寺西俊一（一橋大学教授）

きょう、3 地域から来ていただいたのは 30 歳代前半の人たちですね。そして、いま発言された方は 20 代前半と思いますが、こういう 20 代、30 代の人たちと連携することが一つと、さらには、全国各地の取り組みの相互の連携がやや欠けているように感じますので、例えば「環境再生まちづくり全国ネット」というようなネットワークを組んでもらって、そういう人たちの輪に加わって相互に励まし合いながら、「こんな四日市にしたい」というところから再生マップづくりなどを進めていったりしたらいかがでしょう。

それと、いい機会なので中浜さんに一言（笑い）。労働組合は組織力があるのですから、こういう若い人を、きょうも再三出ている「四日市まちづくり市民会議」の有給スタッフとして迎えてほしいですね。行政の重い腰が上がるまでは自立資金で頑張らざるを得ませんので、そういう人件費をサポートし、彼のような若い力を活用して、その活動を支えて欲しいですね。

【地元から】 中浜隆司（四日市市職員労働組合連合会書記長）

プラン検討委員会の現地事務局として一言お礼とごあいさつとお願いを申し上げます。

発言の前に寺西先生から相当なプレッシャーが来ましたので、少し動揺していますが（笑い）きょう資料を整理していましたら、ちょうど 5 年前のきのう、四日市公害 30 周年記念に語り合う集いがありまして、私もそれに参加していました。そのこのレセプションの席

上だったと記憶していますが、寺西先生から四日市と千葉のコンビナートは頑張っているほうだけど、いずれ老朽化するし、化石燃料の関係やプラントの海外移転などから将来的には縮小していくであろう。四日市はそのことを睨んで、公害を経験したまちとして「環境再生」をキーワードにして取り組んでいく必要があるというようなことを言われました。

それをお聞きして、職員組合は公害裁判を支援してきたという歴史、市民のみなさんに責任を持って行政を担っている職員労組として、そういうまちづくり案の必要性があればぜひ取り組もうということで、翌年の運動方針に組み入れたわけですが、そうは言っても誰が、どうやるのかということが分からないわけで、澤井余志郎さんと確か 04 年の 2 月の寒い日でしたが、一橋大学に寺西先生をお訪ねして、日本環境会議としてご協力をいただきたいというお願いをしました。

それ以後、15 回にわたりシンポジウムを開催したり、日本環境会議の先生方は手弁当で調査や『提言』のまとめなど献身的にご協力いただき、かつ、その内容も第一級の『提言』ではないかと喜んでいきます。改めて、心から感謝申し上げます。

全市民にきょうの集いを知らせるチラシを 7 万枚つくって徹底するようにしました。その際も、宮本先生に急遽、チラシ用のコメントをお願いし、2 時間後にはいただいたり、かなり乱暴なやりかたについても快く対応してくださり、感謝に耐えません。

そして、問題は、これで終わりではなく、この『提言』を勉強しながら、いかに実行に移すかです。ぜひ、この「四日市まちづくり市民会議」にメンバーとして参加していただきたいと思います。四日市は裁判のあと、残念ながら水島や西淀川や名古屋のように財団が今日に至るまで誕生していません。だからと言って、まちづくりをしないでもいいということではありません。一から歩き出したいと思っています。

【地元から】 澤井余志郎（四日市再生「公害市民塾」）

『提言』を拝見し、きょうみなさんからいろいろお話しいただき、「これから大変だな」というのが今の正直な思いです。しかし、これまで 3 年間、先生方に手弁当でやっていただいたのは宮本先生が言われていましたが、ここ四日市だけだろうと思います。そして、私も四日市市民をやめるわけにはいきません。

四日市はコンビナートであることと切り離せません。市民は四日市の海とはコンクリートで遮られています。場所によっては、立ち入り禁止などという札が立てられていて、なかなか水辺に行けないということがあります。それだけに、なんとか四日市の市民が海辺に行けるような親水空間が出来ればもっともっとコンビナートと四日市の市民が同化できるのではないかと思います。

それと、もう一つ感じたことは除本先生のご報告にあったように、5 月末時点で 499 名の認定患者がいるんですが、全員が苦しんでいるわけではないものの、四日市にはれっきとした患者がいるわけです。公害被害地であり、克服したなどとは言えません。

そして、これからのことですが、市民会議はまだまったく形になっていません。先日、水島にお邪魔し、いろいろ拝見しましたが、四日市にはいぜん拠点病院がなく、そういうことも含めて、今回の『提言』を受けて、これからどう進めていくか重荷ではあります。しかし、そういう中で地元の知的集団である四日市大学の北島先生に代表をお願いし、市民会議が立ち上げられたので、若い人たちにも加わっていただき、なんとか今の重さを少しでも軽くしていきたいと考えています。

6)「集い」アピール

「四日市環境再生まちづくり提言の集い」アピール

1972年7月24日、津地方裁判所四日市支部において、「四日市公害訴訟」の判決が下された。深刻な大気汚染は被告6社の共同責任と断定し、原告・患者側の全面勝利となった。経済優先の開発計画に落ち度があったとして、地域開発政策の見直しを求める画期的な判決であった。

判決から35年の歳月が流れたが、大気汚染に象徴される公害は克服され、四日市は住みよい都市になったのであろうか。四日市市は7月3日、「公害のまち」のイメージから抜け出そうと、コンビナートの夜景と乱舞するホテルをデザインしたポスターや名刺を製作した。市の「イメージチェンジ大作戦」には公害患者などから批判の声があがっている。公害は過去のものなのか。ぜんそく患者は今も苦しみ、被告企業・石原産業によるフェロシルト不法投棄、最大規模の大矢知産業廃棄物不法投棄事件が起きた。

私たちは公害判決35周年を記念して、四日市で「環境再生まちづくり提言の集い」を開催した。四日市は環境やまちづくりなど多くの課題を抱えており、まちづくりプラン検討委員会が3年間にわたり調査研究し、緊急の課題を解くための分析をしたうえで、これからの四日市再生の提言をまとめた。集いでは提言を発表し、環境再生・都市再生に向けた課題と方向を話し合った。

提言は四日市を維持可能な社会にするために、安全・安心の都市へ、水の都再生、内発的発展の産業政策へ、住民参加の自治体へ、という4つの政策理念をあげる。

そして環境再生・都市再生に向けて、次の6つの課題を提起する。

1. 「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市へ
2. 健康で安全なまちづくり 環境保全と防災
3. 地域内経済循環を創り出す 県・市の地域産業・経済政策の方向転換
4. 「都市」と「農村」の共生するまちづくり 四日市モデルの構築
5. 行政は独自にコンビナート・臨海部の総合政策を持つ
6. 「都市・環境再生基金」の構想

こうした四日市再生を進めるうえで、提言は都市自治の確立とコミュニティの再生が欠

かせないとする。そして、今回の集いを前に結成された「四日市まちづくり市民会議」の活動に期待し、環境学習と環境教育、真の「四日市学」の提唱を呼びかけている。

公害判決 35 周年を記念して開催された提言の集いを契機に、四日市が「公害のまち」から医療・保健・福祉の先進都市に転換し、「維持可能な社会」の四日市モデルが構築されることを願ってやまない。

2007 年 7 月 21 日 四日市環境再生まちづくり提言の集い

7) まとめと閉会挨拶 (淡路剛久氏 / 早稲田大学教授)

主催者の一つとして名前を連ねさせていただきましたので、日本環境会議を代表して、まとめと閉会のごあいさつをさせていただきます。

朝からいろいろ伺っていて、最後に、寺西さんがしっかりまとめてくれて、私の思いとまったく同じですので、重複は避けませんが、寺西さんが指摘されたことは私もまったく同感です。

宮本先生の基調講演で、実は四日市の公害問題にはあらゆる課題が含まれていたと言われました。そして、35 年たって日本の公害問題というのは拡大し、廃棄物問題が深刻になり、さらに地球環境問題、温暖化問題へと広がってきています。その中で、四日市が公害問題を克服し、次に廃棄物問題も克服し、いま大企業を抱えながら温暖化問題と一生懸命闘っている、ということであれば万々歳だったのですが、きょうの指摘のように新たな公害問題が出てきているということとか、廃棄物の問題を循環対策で処理していくことも出来ていない。むしろ、日本最大の廃棄物問題が起きてしまっている。この 30 数年の歴史とはなんだったんだろうと残念に思わざるを得ません。しかし、希望がないわけではありません。

きょうの集会では、従来型の公害は多少解決はしてきているだろう。しかし、公害はただ環境への負荷を減らすだけではいけないんだ。必ずそこにはストックとしての汚染が残るし、ストックとしての環境破壊が残る。それを改善しなければ環境問題は解決しない。そのストックとして破壊された環境を解決するときに環境再生を合わせてやる。視点をそういうふうに広げるんだと。その時にさらに産業政策だとかまちづくりとか、いままでやれなかったこと、あるいは破壊されたことを回復しながらやるという視点で四日市も新たな希望を持って、あらたな視点で取り組むということで、この 3 年間、勉強してきたんだと思うんです。

きょう大変よかったことの一つは、地元の四日市大学をはじめ、各地の大学から若い人たちが参加してくれ、そういう人が四日市の公害問題というものを出発点として、大きな視点で環境問題を捉えたということです。ここに私は希望があるんだろうと思うわけです。

そして、大事なことを三つだけ申し上げます。

一つは「ひと」です。例えば宮本先生であったり、宇井純さんであったり、寺西さんで

あたり、さっき発言された学生さんであったり、「ひと」なんです。亡くなられた田尻宗昭さんが言われていましたが、一人の人が全身全霊で本当に頑張ったら、実は社会を動かせると。寺西さんがいい例です。日本環境会議が水俣で会議をしたときに、学生であった寺西さんは自ら来て、日本環境会議に近づき、田尻さんの厳しい試験を受け、いままさに日本環境会議の中心になっています。

二つ目は、「仕組みのきっかけ」です。物事いっぺんになにもかも出来ません。思い出すのはイタイタイ病訴訟のときです。あの判決のあとに、住民が企業の中に入って、自分たちの目を見て、ちゃんとした対策をとっているかどうかやれるようにしたわけです。これで企業はもう住民の被害者の目があるので逃げられないわけです。要するに、どこにこのような仕掛けをつくっておくか。たとえばフェロシルト事件で企業の中に監視の態勢をつくり、それをきっかけにして先へ進んでいくということを考える必要があるのではないのでしょうか。

そして三つ目は、松さんが尼崎の経験を話されましたが、目を見て成果をみなで共有できるもとして残していく、一緒につくっていくことでみんなの理解を得られるということになると思うんです。たとえば韓国のソウルでは、高速道路を壊して、もとの河川を復元し、そこに清流を取り戻すという事業が進められましたが、それは目で見られるわけですよ。四日市も親水性をどうもたせるか？ 空地が出来て種地が出来ているところを開放させて、市民が海に出られる経験をすることが成果であり、喜びであり、アメニティであると思うんです。こういうものを一つつくれば市民に対しても運動が広がるということにつながるわけです。『提言』で触れたすべてのことをいきなりやろうとしてもそれは無理です。しかし、一步踏み出せば弾みがつくはずですよ。

最後に付け加えれば、「四日市学」というのは入門学であり、質問学だと思います。入門学ということ言えば、きょうの『提言』もその入り口として、今後、もっともっと市民的な視点で深く掘り下げていく必要があります。四日市のみなさんの大いなるご奮闘をお祈りします。

関連報告書・文献一覧

(1) 部会報告書

地域経済部会報告書

- | | |
|--|------|
| 第1章 四日市地域経済の持続可能性と政策的課題 | 岡田知弘 |
| 第2章 四日市石油化学コンビナートの再編
企業戦略の中での四日市のポジショニングの視角から | 富樫幸一 |
| 第3章 三重県・四日市の産業構造と産業政策
企業頂点型地域イノベーションシステムの検証 | 佐無田光 |
| 第4章 地域産業の「再生」と防災
四日市石油コンビナートにおける「構造改革特区」 | 神長唯 |
| 第5章 中心商業地の再生とまちづくり | 豊福裕二 |

地域計画・行財政部会報告書

- | | |
|--|-------|
| 第1章 四日市公害と都市計画 | 波多野憲男 |
| 第2章 四日市臨海部のリスク管理
石油コンビナート災害対策の行財政問題 | 宮入興一 |
| 第3章 四日市市財政と都市政策 | 森裕之 |
| 第4章 四日市市における『ポスト公害判決』の政治行政史 | 進藤兵 |
| 第5章 計画と行革と財政 | 山田明 |
| 第6章 中核市移行問題の現状と課題 | 柏原誠 |
| 第7章 四日市港の現状と課題 | 桑原武志 |
| 第8章 四日市臨海部の物流と道路計画 | 森田優己 |
| 第9章 四日市市の『地域社会づくり』の展開 | 栗本裕見 |

環境政策部会報告書

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2007-E-01

『三重県四日市市の公害・環境問題と自治体環境政策に関する調査報告書』として刊行)

- | | |
|---|------|
| 第1章 四日市公害をめぐる「自治体環境政策」
1960～70年代のSox排出規制と都市改造による
大気汚染公害対策を中心に | 除本理史 |
| 第2章 石原産業のフェロシルト不法投棄事件 | 畑明郎 |
| 第3章 四日市大矢知における産業廃棄物不法投棄問題 | 高山進 |
| 第4章 三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題
四日市ガス化溶解炉問題を中心に | 米屋倍夫 |

第5章 三重県と四日市市における化学物質排出状況
PRTR データによる検討 山下英俊・除

本理史

第6章 三重県の産業廃棄物最終処分量減少要因に関する予備的分析
産業廃棄物税導入後の動向把握のために 山下英俊・除

本理史

社会関係部会報告書【1】

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2006-E-01

『四日市公害被害者の現在に関する調査報告書』として刊行)

第1章 四日市公害における「解決」過程の問題点 除本理史

第2章 公害被害者の現在と社会的孤立

四日市公害における被害構造と被害放置 藤川賢

第3章 四日市公害における健康被害と社会的被害

ものを言わない患者たち 堀畑まなみ

第4章 公害病の慢性化による疾病構造の変化と高齢化の影響 尾崎寛直

第5章 四日市公害における地域住民組織と地域福祉活動

四日市公害とのかかわりを一つの視点に 尾崎寛直

社会関係部会報告書【2】

(東京経済大学学術研究センター ワーキング・ペーパー・シリーズ 2007-E-02

『四日市の公害・災害問題に関する社会的・教育学的研究調査報告書』として刊行)

第1章 疾病構造の変化と公害健康被害補償制度

遺族補償の問題を中心に 尾崎寛直

第2章 四日市公害の「解決」過程と被害構造

主に公害訴訟判決後の推移について 除本理史

第3章 四日市の公害教育 - 1964年～1974年

土井妙子

第4章 四日市臨海部コンビナートと災害の重層化

住民の「安全・安心」をめぐる 神長唯

第5章 四日市内陸部における地域住民組織と主体形成

尾崎寛直

(2) その他文献

- ・ 神長唯〔2007〕「地域産業の『再生』と防災：四日市石油コンビナートにおける『構造改革特区』」東京市政調査会リサーチペーパーシリーズ No.2
- ・ 神長唯〔2007〕「四日市コンビナートと住民の災害不安：磯津地域でのインタビューから」『日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と環境問題の理論と調査史の総合

- 的研究』(研究代表：帆足養右，課題番号 15330111，2003 - 2006 年度科学研究費補助金基盤研究 (B・1) 研究成果報告書) 所収
- ・ 佐無田光〔2007〕「三重県・四日市の産業構造と産業政策 ～企業頂点型地域イノベーションシステムの検証」金沢大学経済学会『金沢大学経済論集』第 42 号
 - ・ 土井妙子〔2006〕「高度経済成長期の四日市における公害教育の展開」『子どもと自然学会誌』，pp.1-15
 - ・ 土井妙子〔2007〕「高度経済成長期の四日市市立教育研究所による公害教育研究」船橋晴俊・平岡義和・平林祐子・藤川賢（編）『日本及びアジア・太平洋地域における環境問題と環境問題の理論と調査史の総合的研究』（2003-2006 年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表＝帆足養右、課題番号 15330111），pp.313-325
 - ・ 土井妙子〔2007〕「『公害トマレ』解説」公害を記録する会『四日市公害 市民運動記録集』第 1 巻，日本図書センター，pp.9-22
 - ・ 土井妙子〔2007〕「四日市公害」法政大学社会学部船橋晴俊研究室『環境総合年表(1976 - 2005) 準備資料 2 トピック別年表』，pp.9-10
 - ・ 宮入興一〔2007〕「石油コンビナート災害対策の問題点と課題 四日市石油コンビナートを中心として」『愛知大学中部地方産業研究所ワーキング・ペーパー 2007』
 - ・ 除本理史〔2007〕「公害問題の『解決』過程と被害論 公害訴訟判決後の四日市を事例として」『環境と公害』36 巻 3 号，pp.28-34

執筆者一覧

(所属は原稿執筆時)

遠藤 宏一	(えんどう ひろいち)	南山大学総合政策学部教授
岡田 知弘	(おかだ ともひろ)	京都大学大学院経済学研究科教授
尾崎 寛直	(おざき ひろなお)	東京経済大学経済学部講師
柏原 誠	(かしはら まこと)	大阪経済大学経済学部講師
神長 唯	(かみなが ゆい)	(財)東京市政調査会研究室 研究員
栗本 裕見	(くりもと ゆみ)	京都府立大学福祉社会学部非常勤講師
桑原 武志	(くわはら たけし)	大阪経済大学経済学部准教授
米屋 倍夫	(こめや ますお)	元化学会社技術担当役員
佐無田 光	(さむた ひかる)	金沢大学経済学部准教授
進藤 兵	(しんどう ひょう)	都留文科大学文学部教授
高山 進	(たかやま すすむ)	三重大学大学院生物資源学研究科教授
寺西 俊一	(てらにし しゅんいち)	一橋大学大学院経済学研究科教授
土井 妙子	(どい たえこ)	金沢大学教育学部准教授
富樫 幸一	(とがし こういち)	岐阜大学地域科学部准教授
豊福 裕二	(とよふく ゆうじ)	三重大学人文学部准教授
畑 明郎	(はた あきお)	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
波多野 憲男	(はたの のりお)	四日市大学環境情報学部教授
藤川 賢	(ふじかわ けん)	明治学院大学社会学部准教授
堀畑 まなみ	(ほりはた まなみ)	桜美林大学コア教育センター講師
宮入 興一	(みやいり こういち)	愛知大学大学院経済学研究科教授
宮本 憲一	(みやもと けんいち)	大阪市立大学名誉教授・元滋賀大学学長
森 裕之	(もり ひろゆき)	立命館大学政策科学部准教授
森田 優己	(もりた まさみ)	桜花学園大学人文学部教授
山下 英俊	(やました ひでとし)	一橋大学大学院経済学研究科講師
山田 明	(やまだ あきら)	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
教授		
除本 理史	(よけもと まさふみ)	東京経済大学経済学部准教授

四日市環境再生まちづくり検討会 関連新聞報道
(協力 澤井余志郎氏 / 四日市再生「公害市民塾」)